

第6期 静岡県文化振興基本計画
2025 - 2028

令和8年3月 静岡県

一人ひとりが創造性を発揮し、つながり、生み出す ウェルビーイング社会の実現に向けて



文化芸術は、私たちの五感をひらき、創造性を高め、豊かな人間性を育むとともに、人と人を結び、多様性と活力に満ちた社会をつくる源泉となります。

人口減少、デジタル技術の急速な進展、価値観の多様化など、社会が大きな変革期を迎える中、「人間らしさ」や「人間同士のつながり」の重要性が見直され、文化芸術の力を再評価する機運が高まっています。

こうした機運を踏まえ、このたび、「静岡県文化振興基本条例」に基づき、「第6期静岡県文化振興基本計画」を策定いたしました。

新たなものの見方やアイデアなどを生み出す創造性は、本来、誰もが持つ力であり、自宅の前に花を植えたりすることも創造的な活動です。自らの創造性を発揮し主体的に取り組むことは、日々の仕事や生活を楽しみ、誰もが自分らしく生きる幸せを実感できる「ウェルビーイング社会」の実現につながります。

豊かな自然や歴史、経済を牽引するものづくり等の産業、お茶や食文化など、本県の多様な地域資源を活かした創造的な活動が、県内各地で活発に展開されることにより、人々の暮らしの魅力が向上し、文化的厚みとなって国内外の人々を惹き付ける力となります。

私たち一人ひとりの創造性を、新たな文化芸術の創造、地域文化の継承に活かし、地域への誇りの醸成につなげるとともに、文化芸術とまちづくりや産業、福祉などのあらゆる分野との協働を進め、製品・サービス開発等のイノベーションを創出するなど、文化芸術の力を活用した未来の人づくり、地域づくりに長期的な視点で取り組んでまいります。

計画の策定に当たり、貴重な御意見を賜りました静岡県文化政策審議会の委員の皆様、県民の皆様に心から感謝申し上げます。

本計画を羅針盤として、ウェルビーイングの根幹である文化芸術の力を活かした「幸福度日本一の静岡県」の実現に向け、積極的な御参画をお願い申し上げます。

令和8年3月

静岡県知事 鈴木 康友

第6期静岡県文化振興基本計画

目次

第1章	文化振興基本計画とは ……………	1
	1 計画の目的	
	2 計画期間	
	3 計画の位置付け	
第2章	文化芸術の価値と意義 ……………	3
	1 対象とする文化芸術の範囲	
	2 文化芸術の価値と意義	
	3 文化芸術を取り巻く環境	
	4 第5期計画中の主な成果	
	5 第6期に向けた主な課題と方向性	
第3章	基本目標 ……………	20
	1 第6期計画の基本目標	
	2 基本目標の考え方	
○	第6期計画の施策体系図 ……………	22
第4章	施策展開 ……………	24
	1 重点施策	
	重点施策 1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造	
	重点施策 2 県民による創造的な活動の活性化	
	重点施策 3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり	
	重点施策 4 文化芸術に触れる機会の充実	
	重点施策 5 文化芸術を支える環境づくり	
	2 好循環を創出する地域文化ネットワークの形成	
第5章	計画の推進と進行管理等 ……………	56
	1 計画の推進	
	2 計画の進行管理	
第6章	県文化施設・機関における方針と取組 ……………	60
資料編	……………	83
	県文化施設・機関の概要	
	計画策定までの経緯	
	静岡県文化政策審議会委員名簿	
	文化芸術基本法	
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	
	静岡県文化振興基本条例	

第1章

文化振興基本計画とは

1 計画の目的

「静岡県文化振興基本計画」（以下「計画」という。）は、「静岡県文化振興基本条例」（平成18年10月施行。以下「条例」という。）第6条に基づき策定するものです。

本県の文化振興の目標や進める施策を明らかにし、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにより、①個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現、②文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現に寄与することを目的としています。

2 計画期間

文化振興は、その成果が現れるまでに比較的長い期間を要することから、長期的視点に立って取組を進めることが重要です。

本計画期間は、策定は令和8年3月ですが、本年度の4月に遡り、令和7年度から令和10年度の4年間を計画期間とします。

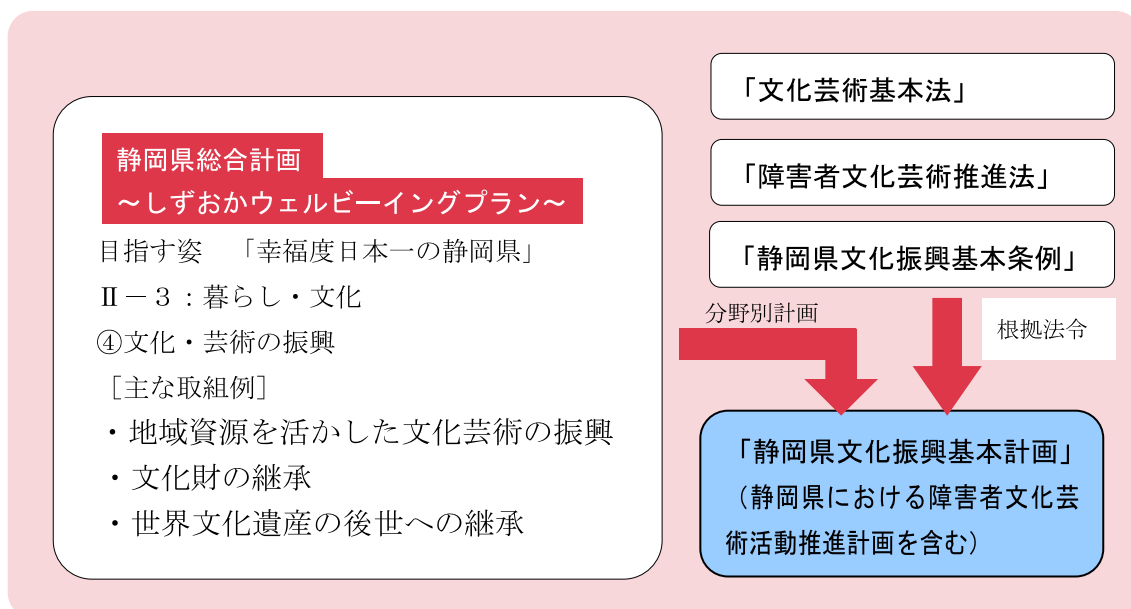
年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合計画	静岡県総合計画 (後期アクションプラン)			遡及	静岡県総合計画 ～しずおかウェルビーイングプラン～				
文化振興基本計画	第5期			遡及	第6期(本計画)				第7期

3 計画の位置付け

この計画は、静岡県総合計画の「文化・芸術の振興」に関する分野別計画として、条例に基づき文化政策の具体的な取組を明らかにし、本県の文化振興の基本となる計画です。

また、この計画は、次の法令に規定する計画として位置付けられています。

- ・文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）第 8 条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」



第2章 文化芸術の価値と意義

1 対象とする文化芸術の範囲

● 文化芸術の範囲は幅広く、すべての人に関わるもの

文化芸術の範囲は広く、文学・音楽・美術・演劇・舞踊などの芸術全般、映画・漫画・アニメ・ゲームなどのメディア芸術、地域固有の祭礼や行事などの伝統芸能、茶道・華道・書道・食文化などの生活文化、囲碁・将棋などの国民娯楽、伝統工芸、文化財等、衣食住をはじめとする暮らしの全般にわたり、人が人として生きることの根源に文化芸術があると言えます。

本計画では、文化芸術が有する価値や、個人や社会・経済、地域などに及ぼす力を改めて確認することにより、文化芸術が作品の創作や発表にとどまらず、まちづくり、産業、観光、福祉、教育など幅広い分野にわたって、すべての人に関わるものであることを基本的な考え方としています。

2 文化芸術の価値と意義

(1) 国の文化芸術基本計画

国が平成30年に定めた「文化芸術推進基本計画」において、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤になるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有しているものとされています。

(文化芸術の本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの。
- ・国際化が進展する中であって、個人の自己認識の起点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの。

(文化芸術の社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術が発展し、情報化が進展する中であって、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

また、令和5年に定めた第2期文化芸術推進基本計画には、本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環やウェルビーイングの向上を図るために

文化芸術が果たすべき役割が増大しているとされています。

- ・文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、洋の東西を問わず、人類にとって必要不可欠なものであり続けている。
- ・文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される。
- ・国際的にも、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に、文化芸術が大きく貢献することが共通認識となりつつある。また、文化芸術は世界の平和にも寄与するものであり、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大している。

|(2) 文化芸術の価値

● 人生を豊かにし、人間性を育む

文化芸術は、私たち一人ひとりに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにします。また、単に心地よく美しいだけではなく、人間の内面や心理的な葛藤を表現することで、私たちに深い思考をもたらし、苦しみや悲しみ、怒りといった感情を呼び起こすこともあります。

文化芸術によって、私たちの五感が刺激され、様々な感情を味わうことは、自己を見つめ直し、困難と向き合い、それらを克服する人間性を育むことにもつながります。

● 創造性を刺激する、高め合う

創造性は、新しいアイデアや概念を生み出し、独自性が高い価値を創造する能力とされています。

文化芸術は、私たちの行動様式や価値観を形成し、新しいものの見方やアイデアなどを生み出す創造性の土壌となり、創造性は、新たな文化芸術を生み出し、進化させる力となります。

自然の中で遊びを生み出すなど、自由な発想でのびのびと創造性を発揮していた子どもたちも、大人になり、効率性や安定性が求められる中で、自らの創造性にふたをしてしまい、文化芸術は一部の特別な人がつくったものを「鑑賞」す

るものであるという捉え方を生み、それが文化芸術と距離を置いてしまう要因にもなっています。

そうした中、地域に入り滞在制作を行うアーティストの活動に住民が関わることで、住民が自らの創造性を認識し、アーティストの力を借りるなどして、それを発揮する事例も増えてきました。

アーティストとの交流が、住民の創造性を触発するだけでなく、アーティストの創造性も刺激し、その養分にもなることから、アーティストが文化芸術の送り手で、住民が受け手、という一方向ではなく、双方向の関係性を重視することが大切です。

● 自己表現力を養い、コミュニケーション能力を育む

自己の内面にある感情、思考、価値観などを、言葉・絵・音・身体などを用いて外に表す「表現」は、他者とのコミュニケーションを図る上でも重要です。自分の気持ちと向き合うことが自己肯定感を高め、気持ちを他者に伝えることがより良い人間関係を築くために必要といわれており、特に、人格形成期のこどもが音楽や美術、演劇など他者の表現に触れ、自己表現の力を養い、他者とのコミュニケーション能力を育むことが大切です。

また、高齢者が自ら表現したり、他者とのコミュニケーションを図ったりすることができるような参加型、共感型の文化芸術活動を展開することで、心身の健康の維持・向上や社会的孤立の防止につながることも期待されます。

● 共生社会の形成

国内外の多様な文化に触れるなど、自分と異なる様々な文化や考え方が存在することを知ることが、相互に理解し合うことの大切さ、他者に対する寛容さを学ぶ貴重な機会となります。

多様性(Diversity)、公平性(Equity)、アクセシビリティ(Accessibility)、包摂性(Inclusion)を表す「DEAI」という言葉のとおり、文化芸術は、人と人を結び付け、相互に理解し、尊重できる社会の形成に寄与するとともに、年齢、性別、障害、国籍などの属性に関わらず、誰もが社会参加できる機会を開く社会的包摂の機能をもっています。

● 地域社会の維持、活性化

地域の祭りは、地域社会のつながりやその大切さを改めて認識する機会であり、住民が主体となって行う創造的な活動です。こうした活動に主体的に関わる人々が増えることは、地域の魅力を高めるとともに、コミュニティの形成を促進し、災害時の復興にも寄与するなど、地域の維持、活性化につながります。

文化芸術は、新しいものを取り入れ、生み出していくことによって継承され、発展するものであり、祭りのように住民が主体となる創造的な活動を活性化することで、地域のアイデンティティを可視化、共有し、地域への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成や、それらを通じ新たに地域文化を創造することが大切です。

● 魅力あるまちづくり

まちづくり、特に、遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生するまちづくりと文化芸術との親和性は高く、まちづくり事業者等とアーティストが連携した取組が各地で見られるようになりました。また、商店街等の店舗で文化芸術に関わるイベントや場づくりを行うことは、エリアに与えるポジティブな効果があり、エリアの価値を向上させるといわれています。

● 関係人口の創出、移住・定住の促進

様々な分野で活動する人々が、アーティストと連携し、活動をより創造的なものにするにより、多様な人材を惹きつけ、地域の魅力向上や地域産業の高付加価値化にもつながることが期待されます。

多様な価値を認め合い、新たな挑戦を応援する土壌が形成されることで、そこで暮らしたいと思う若者が増えるなど、魅力ある地域が形成されます。

県外のアーティストが二地域居住等により、本県でも活動を行うことで、従来とは異なる視点で地域の魅力が発掘され、新たな文化が創造される可能性も開かれます。

● 産業における価値創造の源泉

経済産業省では、令和5年度に文化芸術と経済社会が互いに支え合い発展していくようなエコシステムの構築に向けて「アートと経済社会について考える研究会」を設置し、報告書を公表しました。令和7年度には、企業とアート・アーティストとの共創を通じて新たな経済的価値を創出した取組を表彰する「ART & BUSINESS AWARD」を創設しました。

令和4年度の政策特集では、経済社会がアートを支えるのではなく、アートが経済社会を支えていく時代を迎えたとし、以下のとおり記載されています。

・最新の科学技術とアートの融合は、イノベーションの起爆剤にもなる。メディアアートと呼ばれる最新のテクノロジーを活用したアートは、科学技術の可能性を無限に広げる役割が指摘されている。アートは、自由に発想され、創作されるものであるため、思いもよらないテクノロジーの活用方法を企業や科学サイドに示すことができ、全く新しい商品・サービスの創出等、企業のイノベー

ションを引き起こす触媒となる。

- アートは多くの分野で経済社会を変革するポテンシャルをもっている。アートと経済社会との距離感を縮め、アートと経済社会が相互に良い影響を与えていくようなエコシステムを構築することで、これからの経済社会の発展を促していくべきではないか。

本県でも、第4期文化振興基本計画において、「文化「を」社会が支えると同時に、文化「が」社会を支える」という考え方を打ち出し、企業との連携を進めています。経済界においても、文化芸術が新たな発想や行動変化を引き出したり、イノベーションを起こす起爆剤となるなど、社会の様々な分野において突破口を見出したい人達が、文化芸術との関わりに関心をもつことが期待されます。

● 観光における重要な要素

多くの人々にとって魅力的な観光地を形成していくためには、その地域独特の文化的な魅力を発掘し、磨き上げ、情報発信していくことが重要です。

文化観光推進法は、文化芸術の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化芸術の振興へと再投資される好循環を創出することを目的としています。多くの人々に、伝統文化をはじめとした本県の文化資源の魅力を伝えることは、文化芸術の保存・継承の意義の理解につながり、新たな文化芸術の創造・発展へもつながります。また、文化芸術の振興を起点とした観光の振興が、消費活動の拡大・地域の活性化をもたらし、その経済効果が新しい文化芸術の創造を含めた文化振興に再投資される好循環が創出されることで、持続的な発展が可能となることが期待されます。

● 医療や福祉の現場での活用

文化芸術は、生涯にわたり人々に生きる喜びを与えるものであるとともに、心に傷を負った時に癒しを与え、困難を乗り越え回復する力であるレジリエンスを高めるなど、人々の心に夢や希望をもたらし、力を取り戻す礎にもなります。

アーツカウンシルしずおかの調査によれば、文化芸術活動を行う高齢者の8割が、その活動に「生きがい」を感じているとのことであり、生きがいを持って暮らす高齢者が増えることは、健康状態の改善、認知症やうつ病の予防、そして社会参加の促進につながると考えられます。

さらに、地域活動や社会参画といった人同士のつながりの強化を通じて心身の健康を支える「社会的処方」の取組も有効とされており、今後、様々な現場で取り入れられていくことが期待されます。

3 文化芸術を取り巻く環境

(1) 人口減少

本県の人口は、平成19年の379万7千人をピークに減少傾向にあります。令和32年（2050年）の本県の人口は282万9千人となり、平成19年のピーク時の約4分の3まで減少する見込みです。

人口構造をみると、年少人口が9.7%、生産年齢人口が50.7%、高齢者人口が39.6%となり、約3人に1人以上が高齢者となる見込みです。

平成20年に出生数が死亡数を下回る「自然減」に転じて以降、出生数の減少と死亡数の増加により、自然減が拡大しています。

また、進学や就職を契機として、若者を中心に毎年約6千人が首都圏へ転出する状況が続いており、地域社会の将来を担う世代の流出が大きな課題となっています（「社会減」）。

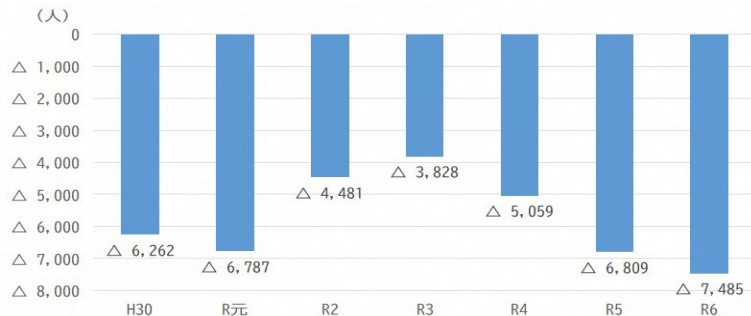
人口減少社会において、デジタル技術の活用等による社会全体の生産性の向上や、多様な人材の活躍促進等が必要になっており、地域の魅力を高め、交流人口、関係人口の拡大や、若者の移住促進、高齢者の健康長寿推進などの面で、文化芸術の力を発揮していく必要があります。

図表1：静岡県の人口（年齢階層別：H17～R32）



（出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」）

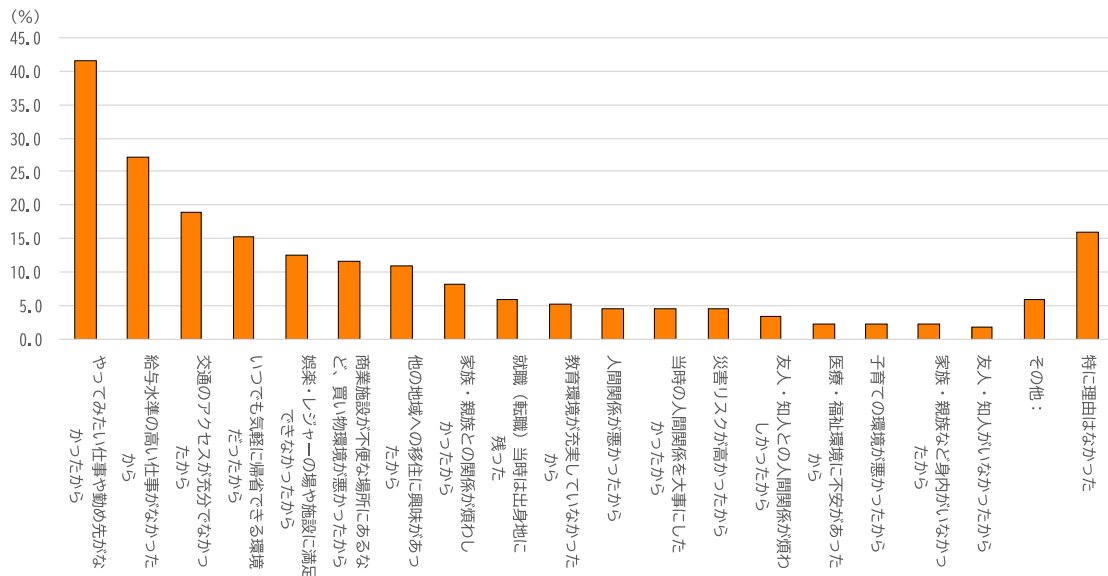
図表2：対首都圏における社会減（転出入）の状況



（出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

（注）首都圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

図表3：県外転出者（若年層）が本県に戻らなかった理由



（出典：静岡県「若年層の県外転出者に対する意識調査（R1）」）

（２）デジタル技術の進展

生成AI等の人工知能や、IoT、ビッグデータ解析など、デジタル分野の革新的な技術が急速に進展しています。コロナ禍を経て、キャッシュレス決済やテレワークの浸透といった県民の暮らしやビジネスのあり方を変革するDX（デジタル・トランスフォーメーション）の重要性が認識されました。

デジタル技術の活用により、生産性の向上や、新たなビジネスモデルの創出、行政サービスの利便性向上など、人口減少下にあっても成長していく持続可能な社会への変革が期待されています。文化芸術においても、デジタルアートやVRを活用した新しい表現の形が生まれる可能性が広がっています。

4 第5期計画中の主な成果

(1) 第5期計画中の主な成果

第5期計画においては「多種多彩な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる『ふじのくに芸術回廊』の実現」を基本目標に掲げ、こどもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指し、施策を展開しました。

重点施策	主な成果
世界に輝くしずおかの文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア文化都市 2023 の開催を通じた民間での国際交流 ・富士山世界文化遺産登録 10 周年 ・静岡県舞台芸術センター S P A C (以下、「S P A C」という。)の世界的評価 ・県立美術館の裏山も活用した独自性の高い企画展 ・富士山静岡交響楽団の日本オーケストラ連盟正会員昇格
社会の多様な担い手による創造的な活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに芸術祭と障害者芸術祭の一体的開催 ・アーツカウンシルしずおかの本格稼働による文化芸術の社会的価値への理解促進、住民の創造的活動の活性化 ・高齢者によるユニークな表現活動を「超老芸術」として発掘・紹介 ・まちづくり事業者等による文化芸術を活用した取組の拡大
文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・S P A Cによるインクルーシブ型体験講座の開催 ・こども芸術大学などこどもの体験メニューの一元化を図り、学校への冊子「ふじのくに文化教育プログラム」配布 ・S P A C演劇アカデミー、清水南高校演劇専攻の創設 ・「グランシップ登録アーティスト」制度の開始
文化芸術を振興する仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・アーツカウンシルしずおかのコーディネートによる企業とアーティスト等とのマッチング ・文化資源をストーリーで紹介する「しずおか遺産」制度の創設
持続可能な文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県立美術館による美術品修復のためのクラウドファンディング ・県文化財団によるこども対象事業実施のための企業協賛募集 ・文化財の三次元データ化の促進、防災ガイドブックの作成 ・県、市町、公立文化施設等の担当者による研究会立ち上げ

- ・東アジア文化都市 2023「日中韓アーティスト協働」において、アーティスト・イン・レジデンス（アーティストによる滞在制作）を実施した地域芸術祭の主催団体が、終了後に韓国から招聘されたり視察団を受け入れたりするなど、交流が拡大しました。

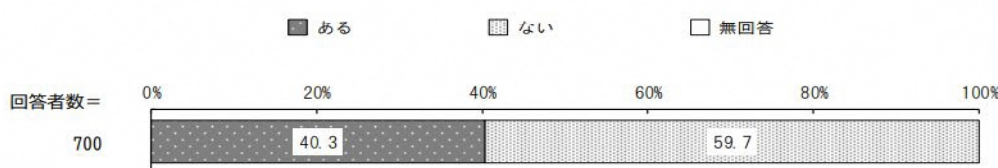
- 静岡県立美術館は、あまり知られていなかった本県出身のアーティスト集団の活動に光を当てるなど、地域文化の再評価にも取り組みました。地域文化を重視する姿勢が本県ゆかりの作品の寄贈にもつながり、美術館のコレクションの質と多様性を高める成果となりました。
- アーツカウンシルしずおかは、条例が県の役割として定める「多様な文化資源の把握」、「文化活動を行う機会の提供」、「高齢者等の文化芸術活動の活性化」、「地域産業の振興」等を、アートマネジメントの専門的見地から支える県域の中間支援組織として活動し、企業における社員研修や、障害のある人と若手社員との交流を通じた障害者雇用の促進、空き家を活用したアートセンターの創出など、アーティスト等と産業、福祉、まちづくりなど様々な分野の人々をつなぎ、県民主体の創造的な活動の活性化を図りました。
- 令和6年度に清水南高校芸術科に演劇専攻を設置し、SPACの俳優等による演劇人材の育成が始まりました。また、SPACの俳優がアーツカウンシルしずおかが支援する地域団体と協働するなど、地域社会においても人々の創造性を喚起し、活躍の場を広げています。
- 文化財の魅力を知ってもらうため、令和6年度に、文化財の3次元データ整備事業を立ち上げました。3Dデータは、文化財活用サイト「レガシズ」内で公開し、文化財を普段は見ることのできない様々な角度で楽しめるとともに、文化財の修繕にも寄与する取組として普及を図っています。
- 県立美術館による美術品修復のためのクラウドファンディングや、県文化財団によるこども対象事業実施のための企業協賛募集など、財源確保の取組が、目的とする事業の実施につながりました。

（２）文化に関する意識調査等の結果

●地域の文化資源に誇りを持つ人の割合

令和6年度の意識調査では、「住んでいる地域に、自身が誇りに思う文化資源があると答えた人の割合」は、40.3%に留まっています。地域の文化資源への理解は、文化の保存・継承や新たな文化の創造・発展に欠かせないだけでなく、世界との交流を活性化する上でも重要です。

図表4：住んでいる地域に、自身が誇りに思う文化資源があると答えた人の割合



(出典：静岡県「文化に関する意識調査 (R6)」)

●文化芸術を鑑賞、実践又は支援した人の割合

令和6年度の「文化芸術を鑑賞した人の割合」は58.6%と、コロナ以前の数値に戻りつつありますが、「文化芸術を実践又は支援した人の割合」は17.1%と、平成26年度以降で最低の水準に留まっていることから、様々な場所や場面で、文化芸術と主体的に関わる機会を増やしていく必要があります。

図表5：昨年1年間に文化芸術を鑑賞、実践又は支援した人の割合

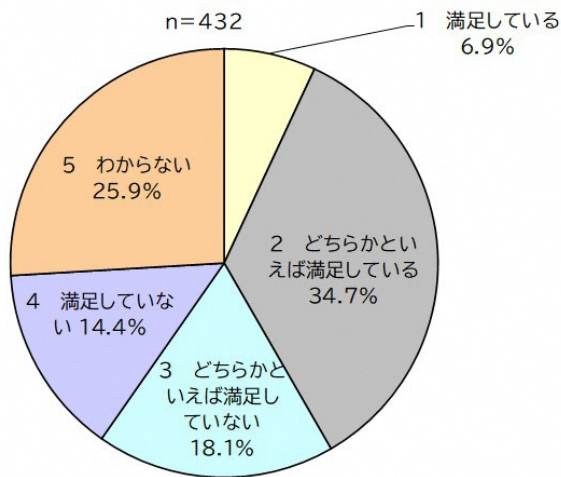
	H26	H27	H30	R3	R6
昨年1年間に文化・芸術を鑑賞した人の割合（外出を伴うものに限る）	59.2%	67.9%	63.3%	40.4%	58.6%
昨年1年間に文化・芸術を実践、又はボランティア等で活動を支援をした人の割合	21.4%	22.4%	19.9%	23.6%	17.1%

(出典：静岡県「文化に関する意識調査 (R6)」)

●居住地の文化的環境の満足度を向上させるために必要なこと

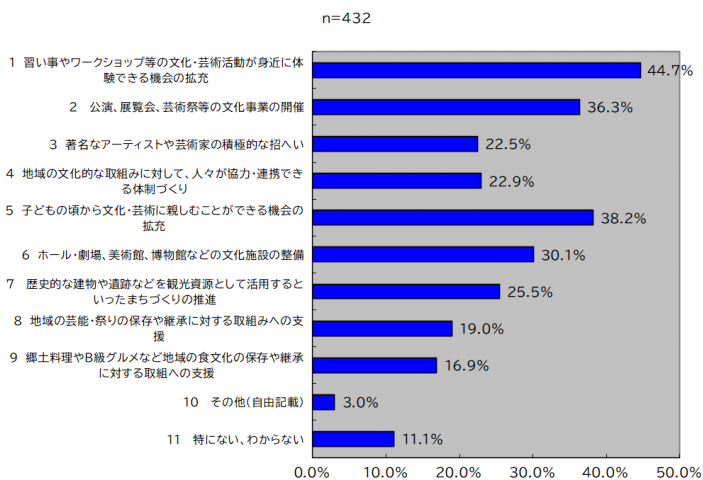
「住んでいる地域の文化的な環境に満足しているか否か」を聞いた質問に対しては、41.6%の人が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しています。「文化的環境を向上させるために必要なこと」については、「文化芸術活動が身近に体験できる機会の拡充」が44.7%と最も多く、次いで「こどもの頃から文化芸術に親しむ機会の拡充」38.2%、「公演、展覧会、芸術祭等の開催等」36.3%の順でした。身近な場所で文化芸術に触れることのできる環境づくりが必要です。

図表6：住んでいる地域の文化的な環境の満足度



(出典：静岡県「第14回県政インターネットモニターアンケート (R7)」)

図表7：住んでいる地域の文化的環境を向上させるために必要なこと



(出典：静岡県「第14回県政インターネットモニターアンケート (R7)」)

●様々な分野との連携とコーディネーターの必要性

静岡県内に拠点をおくアーティストに対し行ったアーツカウンシルしずおかの調査では、約 74%のアーティストが「文化芸術と多分野との連携を進めて行くべき」と回答しました。

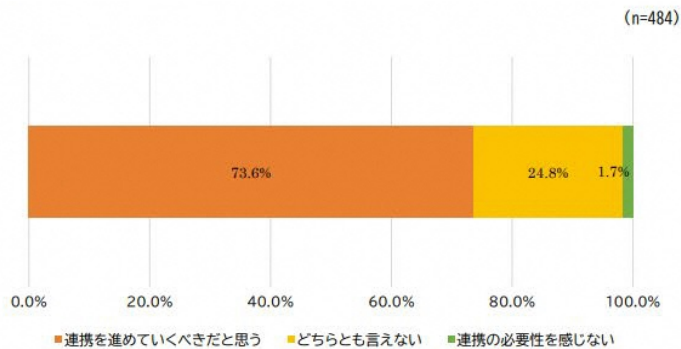
連携してみたいと思う分野については、「まちづくり・地域コミュニティの活性化」が 55.0%で最も多く、次いで「教育」が 53.1%、「国際交流」が 40.7%でした。

静岡県内で文化芸術と多分野との連携を進めるための課題としては、「文化芸術と多分野をつなぐコーディネーターがない」が 51.2%で最も多く、ついで、「多分野と連携するための資金がない」37.6%、「可能性は感じるが、行動の仕方がわからない」37.2%の順でした。

令和3年度にアーツカウンシルしずおかが県内企業と実施したパイロット事業においても、企業とアーティストとの連携により成果を上げるためには、企業側とアーティスト側のそれぞれの論理を理解する仲介者が、双方に必要であるとの結果でした。

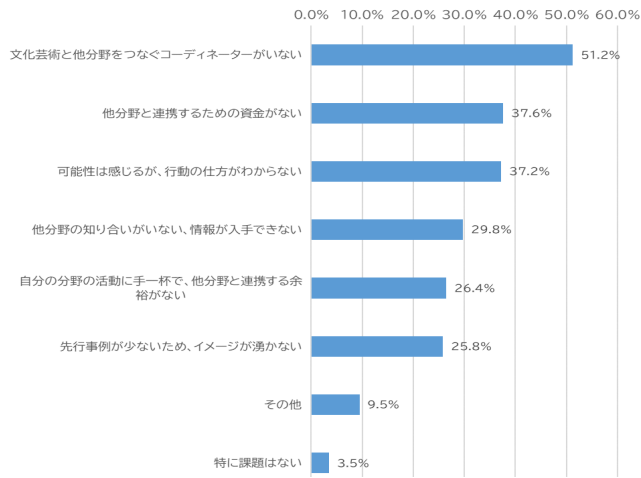
産業分野において、文化芸術との連携に期待が高まる一方で、企業とアーティストとで異なる言語や思考方法を調整するなど、アーティストと様々な分野をコーディネートできる人材が必要なことが浮かび上がっています。

図表8：文化芸術と多分野との連携の必要性



(出典：アーツカウンシルしずおか「静岡県内のアーティスト等の活動環境およびコミュニティに関するアンケート (R6)」)

図表9：文化芸術と多分野との連携を進める上での課題



(出典：アーツカウンシルしずおか「静岡県内のアーティスト等の活動環境およびコミュニティに関するアンケート (R6)」)

（1）「未来への投資」であることの再認識

- ・将来の予測が困難で価値観の多様化が進みテクノロジーが進展する中、「人間らしさ」の見直し等を背景に、創造力の源泉となる文化芸術の力を再評価する機運が高まっています。
- ・こうした機運の高まりを受け、文化芸術が人間社会にとって必要不可欠なものであることについての発信をより一層強化する必要があります。
- ・文化芸術への投資は、企業の研究開発への投資と同様に、経済成長の源泉であるとともに、人生を豊かにし、人間性を育む「未来への投資」であり、本県の力の源泉であることから、長期的視野に立ち施策を展開することが必要です。

（2）創造性の一層の重視

- ・県は、平成18年度に制定した条例に基づき、「創造」、「享受」、「支える」を柱に事業を展開し、特に、こどもを中心とした鑑賞機会の提供である「享受」に力を入れてきました。
- ・一方、「創造」については、平成29年度から静岡県文化プログラムの一環として「県民主体の創造的な活動」の支援を開始し、アーツカウンシルしずおかが継承しています。
- ・創造性は本来、誰もが持つ力であり、自宅の前に花壇を整備したり、献立を考えたりすることも創造的な要素を含んだ活動であるといえ、創造性が一部の特別の人のものであるとの誤解を解消する必要があります。
- ・自らの創造性を解放・発揮し、主体的に取り組むことは、地域の魅力の再認識や、アーティストの活動や作品への関心を高める契機となり、生きがいの実感にもつながります。
- ・また、文化芸術の創造性を、イノベーションの創出や社員教育等の場面で活かしたいと考える企業が出現している好機を活かし、産業をはじめ様々な分野との連携を進めることにより、社会全体の創造性を高め、活力ある地域づくりに活かしていくことが重要です。

（3）文化芸術の力の可視化

- ・文化芸術は、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつソフトパワーとして、まちづくり、産業、観光、福祉、教育などの複数分野を横断した取組による新たな価値の創出や、企業や大学による取組や研究成果の翻訳・可視化等においても力を発揮することが期待されます。
- ・文化芸術と様々な分野との協働によって生み出された価値を可視化し、わか

りやすく発信することにより、文化芸術の力を取り入れ活動する人々を増やし、文化芸術に再投資される好循環を形成することが必要です。

■ (4) 創造的な活動の国内外への発信

- ・本県の特色ある創造的な活動を核として国内外に発信し、本県文化芸術の存在感を高めていく必要があります。

● S P A C の世界的な活動

- ・S P A Cは、世界的な評価とネットワークを活かし、世界の優れた舞台芸術を本県に呼び込むなど、その独自性の高い活動は、本県の文化芸術の質の高さを世界に示し、本県の国際的な認知度とブランド価値の向上に貢献しています。特徴となる文化芸術活動がないことを課題とする自治体も多い中、S P A Cの世界的な評価を活かし、本県の文化芸術の魅力を一体的に発信することが必要です。

● 県民主体の創造的な活動

- ・県民主体の創造的な活動である「アートプロジェクト」は、人々の暮らしと共にある自然環境や産業、伝統芸能等の地域資源に光を当て、地域の独自性や魅力の再認識、コミュニティの形成や維持につなげる取組でもあります。多様な担い手により展開されるアートプロジェクトの価値を見出し、周知することにより、県内各地での活動の更なる活性化を図ることが必要です。
- ・今後、複数の団体による協働企画や広域の地域交流芸術祭の開催など、県民の幅広い創造的な活動をつなぎ、一体的に発信する仕掛けの検討が必要です。

■ (5) 文化施設等の連携強化

- ・地域格差の解消を図り、独自性のある本県の文化芸術の創造を促すため、S P A Cによるインクルーシブシアター等の優れたプログラムの巡回公演など、県内各地の文化施設やコミュニティスペース等との連携が必要です。
- ・人口減少により、文化芸術の担い手や鑑賞者・入館者数の減少など需要や市場の縮小が見込まれるとともに、文化施設の老朽化も顕在化しつつあることから、文化施設等が経営力、企画力等のマネジメント力の強化を図る必要があります。こうした課題を共有するとともに、県全体で効果的な事業が開発されるよう、関係者間の連携を強化することが必要です。

（６）多様な団体との連携

- ・ 県民が身近な場所で文化芸術に触れる機会を増やすためには、文化芸術を主軸として活動する文化芸術団体に加え、まちづくり、産業、観光、福祉、教育など文化芸術以外の分野で活動する団体や企業等との連携が必要です。
- ・ 様々な分野の団体や企業等が、文化芸術の力を活用することで、課題に対する新たな視点を見出すなど、活動分野の質の向上が期待されるとともに、文化芸術との関わりが少なかった人々との接点づくりが可能となります。
- ・ 多様な団体が文化芸術を主軸として、または媒介として活用することにより、県民が文化芸術を身近に感じ、創造性を発揮する機会を拡充することが必要です。

（７）アーティスト等との連携

- ・ アーツカウンシルしずおかが行う地域住民とアーティスト等（アーティスト、アートディレクター等）との交流事業を通じ、アーティスト等の視点、洞察力、言語表現の豊かさなどに触発されたまちづくり団体が、空き家を地域文化の発信拠点として蘇らせる事業や、関係人口の創出を目指した地域芸術祭の開催などのプロジェクトに取り組む事例が増えてきました。
- ・ また、日常的にアーティストが身近な場所にいることが、地域社会に好影響を与えるとの観点から、アーティスト・イン・レジデンスを行いたいとする団体も増えていきます。
- ・ 交流事業の終了後も、地域住民とアーティスト等との交流が続くケースも多く、住民からの依頼を受けた音楽家が、地域の音頭を口頭伝承によって譜面におこし復活させるなど、地域文化の発掘、継承に貢献する事例も生まれています。
- ・ 地域住民とアーティストとの相互理解を促進し、魅力ある地域づくりを活性化させるとともに、アーティストの創造活動、発表の機会、作品の保管場所を提供する等の支援者の増加を図り、希望するアーティストが適正な対価を得て、活動領域を拡大できるよう取り組むことが必要です。

（８）多様な人々の交流の促進

- ・ 文化芸術を媒介として、こどもや若者、高齢者、障害のある人、企業の社員など、通常は出会う機会の少ない多様な人々の交流が生まれることにより、相互理解の促進、コミュニティの形成、新たな活動の創出等が期待されます。
- ・ 文化施設に加え、カフェ、コミュニティスペース、商店街の空き店舗など、地域に根ざした場が文化芸術活動の拠点として機能している事例等も踏ま

え、県内各地に小規模な創造・交流拠点を増やし、地域文化の広がりを出ることが必要です。

■ (9) 双方向性の重視

- ・一人ひとりの創造性を引き出し、文化芸術への関心を高めるためには、アーティストが送り手で、参加者が受け手という一方向ではなく、アーティストや参加者が主体的に関わり合い、対話や協働を通じて互いに影響を与え合う、双方向性を重視したプログラムを創出し、普及させる必要があります。
- ・参加者のニーズを踏まえた双方向性のある取組が県内各地で展開されることにより、アーティストの活動や地域文化等への理解を深め、自ら創造的な活動を始めたり、アーティストとの協働や活動を支援したりする人々を増やしていく必要があります。

■ (10) コーディネート機能の重視と人材の確保

- ・双方向性のある事業を実施するためには、アーティストや参加者達が対等に交流し、互いの表現や価値観の共有プロセスを促進するコーディネーターの存在が不可欠です。
- ・また、様々な分野との協働を進める上で、双方の論理を理解し、言語化し共有する等のコーディネート機能が重要です。
- ・創造・交流拠点等の場づくりにおいても、マッチングや交流を促進する人材の存在が活性化の鍵となるなど、様々な場面における、コーディネート機能の重要性を認識する必要があります。
- ・一方で、県内ではコーディネート人材が不足していることから、今後、県内各地に増やし、各事業の効果を高めていくことが必要です。コーディネーター候補には、アーティストなど文化芸術に専門性を有する人だけでなく、まちづくり関係者など多様な人々が想定されることから、講座の開催などを通じ、必要な知識等を習得する機会を設ける必要があります。

以上の課題等を踏まえ、基本目標を設定し、基本目標の達成につなげる県が推進すべき政策の方向性を提示します。

第3章 基本目標

1 第6期計画の基本目標

一人ひとりが創造性を発揮し、
つながり、生み出す ウェルビーイング社会の実現
～文化が起点となり、イノベーションを創出する好循環の形成～

2 基本目標の考え方

私たち一人ひとりが独自の視点で導き出したアイデアなどを持ち寄り、相互に影響を与え合い、新たな価値や活動などを生み出すことにより、地域が豊かになるとともに、誰もが生きがいや幸せを実感できるウェルビーイング社会の実現を目指します。

先行きが不透明で将来の予測が困難な時代に生き抜くためには、創造性が求められます。イノベーションの起爆剤となり得る文化芸術の力を多分野に活かすことで、作品や製品・サービス、社会システムなど、新たな価値を創出し、その経済効果が文化芸術に再投資される好循環を形成します。

県総合計画が掲げる「幸福度日本一の静岡県」の実現に向けては、県民誰もが、楽しさや感動、生きる喜びをもたらして、人生を豊かにする文化芸術の力が不可欠です。

文化芸術が、人生と社会の根幹に深く関わること、すなわち、ウェルビーイングの根幹にあるという観点に立ち、未来の人づくり、地域づくりに長期的視点で取り組みます。

●ウェルビーイング (Well-being) とは

身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあることを指します。

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念です。

人々が文化芸術に触れ、自らの創造性を解放・発揮し、主体的に取り組むことにより、幸福を感じながら日々の仕事や生活を楽しみ、健康に暮らせる社会の実現を目指します。

●イノベーションとは

既存の考え方や仕組みに対し、革新的なアイデアや技術を取り入れて、モノ、仕組、サービスなど新しい価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらすことを指します。

●文化が起点となり、イノベーションを創出するとは

文化芸術は、新しいものの見方やアイデアなどを生み出す創造性の土壌となり、創造性は、企業活動の要であるブランディング及びマーケティングのための研究開発に欠かせません。

先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代を生き抜くには創造性が求められ、文化芸術の力はその源泉となり、企業にとっても競争力を生み出すのに欠かせない存在になりつつあります。

経済社会を変革するポテンシャルがあり、イノベーションの起爆剤となる文化芸術の力を積極的に取り入れることが、産業をはじめまちづくり、観光、福祉、教育等様々な分野の発展に寄与することから、文化芸術と様々な分野との協働を積極的に進めます。

●好循環とは

行政や企業などが文化芸術に投資することにより、創造的な活動が活性化し、作品や、製品・サービス、社会システムなど、新たな価値が創出されます。創出された価値が、経済的利益や社会的評価につながり、文化芸術の活動資金として再投資されることにより、文化芸術の自律的、持続的な発展が図られることを目指します。

新たな価値の創出に、アーティストが関わることにより、アーティストとの協働が継続・発展し、アーティストの活動領域の拡大につながることも期待しています。

第6期計画期間中に実施する施策は、上記の基本目標に沿ったものとしていくため、第4章「施策展開」において、重点施策及び県の具体的取組を提示します。

第6期計画の施策体系図

【第6期計画の基本目標】

一人ひとりが創造性を発揮し、
つながり、生み出す
ウェルビーイング社会の実現

～ 文化が起点となり、
イノベーションを創出する好循環の形成 ～

私たちに楽しさや感動、生きる喜びをもたらして人生を豊かにし、人間性を育む文化芸術への投資は『未来への投資』であり、地域の活力の源泉となります。

文化芸術が、人生と社会の根幹に深く関わること、すなわち、ウェルビーイングの根幹にあるという観点に立ち、未来の人づくり、地域づくりに長期的視点で取り組みます。

基本目標の考え方

私たち一人ひとりが、独自の視点で導き出したアイデアなどを持ち寄り、相互に影響を与え合い、新たな価値や活動などを生み出すことにより、地域が豊かになるとともに、誰もが生きがいや幸せを実感できるウェルビーイング社会の実現を目指します。

《副題》先行きが不透明で将来の予測が困難な時代に生き抜くためには、創造性が求められます。イノベーションの起爆剤となり得る文化芸術の力を多分野に活かすことで、作品や製品・サービス、社会システムなど、新たな価値を創出し、その経済効果が文化芸術に再投資される好循環を形成します。

重点施策名

重点施策1

世界に輝くしずおかの
文化芸術の創造

重点施策2

県民による
創造的な活動の活性化

重点施策3

多分野との連携による
イノベーションの
基盤づくり

重点施策4

文化芸術に触れる
機会の充実

重点施策5

文化芸術を支える
環境づくり

重点施策の目的・ねらい	核となる具体的取組
<p>豊かな地域資源を活用した本県の魅力や価値が際立つ独自性の高い文化芸術を創造し、文化的な厚みが豊かな静岡県イメージを形成し、世界に向けて新しい価値を発信します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産富士山の文化的価値の発信 ・「演劇の都」構想に基づくSPACの世界的な活動 ・県文化施設における創造的な企画・活動 ・伊豆文学賞の実施 ・超老芸術のブランド化 ・食文化の発信 ・しずおか遺産による魅力発信
<p>多様な人々を包摂する共生社会の実現を目指し、県民が主体となり創造性を発揮する機会を充実させるとともに、県民とアーティスト等との交流を促進することにより、地域への誇りの醸成、地域社会の活性化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県芸術祭の開催 ・アーツカウンシルしずおかによる県民主体の創造的な活動の活性化 ・高齢者等、多様な人々の創造活動の促進 ・県文化施設における体験・参加プログラムの充実 ・文化に関わる専門的人材の育成、顕彰
<p>文化芸術と、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野との協働を促進することにより、地域社会の創造性を拡張し、各分野においてイノベーションを生み出す人づくり、基盤づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり、産業、観光、福祉、教育等多様な分野との連携を推進 ・地域文化ネットワークの形成 ・コーディネーター人材の育成、連携
<p>生涯にわたり文化芸術を身近なものとするため、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法により、文化芸術に触れる機会の充実を図り、地域格差の解消と、双方向性を重視した取組の普及につなげます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が文化芸術に触れる機会の充実 ・子どもたちへの文化芸術体験機会の提供 ・誰もがアクセスしやすい環境づくり ・アウトリーチ等の充実 ・デジタルアーカイブの活用
<p>人口減少社会を踏まえ、県文化施設等の今後の方向性を定め取り組むとともに、文化芸術の担い手等のネットワークや活動領域の拡大を図り、文化芸術を支える持続的な環境づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県文化施設の効果的な運営、計画的な修繕 ・文化芸術に関わる担い手等のネットワーク化 ・伝統芸能の担い手や支援者等への支援 ・アーティスト等が活動を続ける環境づくり ・文化活動の継続に向けた財源確保

第4章 施策展開

1 重点施策

本章では、基本目標の達成に向けて、本計画期間中に実施する5つの重点施策について、具体的な取組を記載します。

- 重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造
- 重点施策2 県民による創造的な活動の活性化
- 重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり
- 重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実
- 重点施策5 文化芸術を支える環境づくり

本章では、5つの重点施策について、それぞれ次の記述を行います。

◆施策の目的

それぞれの重点施策の目的、ねらいについて記載します。

◆施策を進める上での考え方

それぞれの重点施策を実施するにあたって踏まえておくべき視点や考え方などについて記載します。

◆具体的取組

それぞれの重点施策に基づいて実施する、具体的な取組を記載します。

◆施策の目的

豊かな地域資源を活用した本県の魅力や価値が際立つ独自性の高い文化芸術を創造し、文化的な厚みが豊かな静岡県のブランドイメージを形成し、世界に向けて新しい価値を発信します。

◆施策を進める上での考え方

- ・本県は、世界遺産富士山や日本一深い駿河湾などの豊かな自然環境、徳川家康や韮山反射炉をはじめ人々が築き上げた歴史、輸送用機械、楽器、プラモデル、医療機器、紙・パルプ、お茶等の産業、食文化、温泉など多様な地域資源を有しています。
- ・生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な革新が進む中、データ化が難しい感覚的・身体的な体験の意義が高まり、人と人とのつながりなど人間の本来的能力が重要となっています。日本一の健康長寿県であり、首都圏から近く、移住先としても人気の高い本県が、「人間らしさ」を取り戻せる文化的な厚みが豊かな地域であることを可視化し、その魅力を一体的に発信することが必要です。
- ・「アヴィニオン演劇祭」のオープニングを飾るなど、SPACは、世界的な評価とネットワークを活かして毎年、海外から優れた劇団を招聘し「SHIZUOKA せかい演劇祭」を開催しています。首都圏以外の地域で、世界と地域を結びつけ活動するSPACをはじめ、本県の多様な地域資源を活かしたまちづくりや、人々の暮らしの魅力を可視化する創造的な取組を活性化させ、国内外における本県の存在感を高めていきます。
- ・海外で活躍する日本人など第三者の視点を通じた本県の魅力の再確認や、多言語による発信を進めるとともに、消費者目線に立ち、演劇とお茶との掛け合わせなど、事業間連携や相互協賛等を促進します。

◆具体的取組

〔世界遺産富士山の文化的価値の発信〕

- ・県は、富士山の顕著な普遍的価値を確実に後世へ継承するため、保存管理を着実に実行するとともに、その価値や魅力を国内外に発信し、地域資源として活用します。
- ・富士山世界遺産センターにおいて、世界遺産富士山の顕著な普遍的価値について、最新の知見を基に解説する企画展開催、研究成果のセミナーによる発表などで情報発信します。

〔「演劇の都」構想に基づくSPACによる世界的な活動〕

- ・SPACは、令和3年度に策定した「演劇の都」構想に基づき、世界の演劇界で確固たる地位を築き、国内外の評価や認知度の一層の向上に向け、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、世界レベルの舞台芸術を創造し、国内外での公演の一層の充実を図ります。
- ・SPACは、海外からトップレベルの劇団を招聘し「SHIZUOKA せかい演劇祭」を開催することで、世界レベルの舞台芸術を国内外に発信します。

〔県文化施設等における創造的な企画・活動〕

- ・県立美術館は、令和8年度に開館40周年の節目を迎えます。引き続きコレクションを活用した企画性の高い展覧会を開催し、良質な鑑賞体験を提供します。
- ・地球環境史ミュージアムは、南アルプスをはじめとする本県の豊かな自然と生物多様性、それらを背景とする多彩な食文化などについて学ぶ機会を創出するとともに、世界に誇る財産として、魅力と価値を発信します。
- ・県文化財団は、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」をはじめ県内各地で実施する企画事業において、本県ゆかりのアーティストの起用や文化資源の活用により、地域への愛着を高めるとともに、本県の魅力として発信します。

〔国際コンクールの開催〕

- ・ 県は、令和 8 年度に第 10 回静岡国際オペラコンクールを開催します。浜松市で開催している浜松国際ピアノコンクールとともに、本県に集う世界的なアーティストによる歌唱や演奏に直接触れられる機会として、また、県民がボランティアとして運営に関わること等を通じ、主体的に地域の魅力を発信し、世界の人々との交流を図る機会として盛り上げを図ります。

〔伊豆文学賞の実施〕

- ・ 県は、川端康成や井上靖など文豪の作品の舞台となった伊豆・東部地域について、「文学の地」としての存在感を高め、発信力を強化するため、伊豆地域を中心に県内の自然や歴史などを題材とした小説などを募集、表彰する「伊豆文学賞」を実施します。
- ・ 県は、文学を切り口に、各地の図書館や文学館、身近な文化の拠点である書店等と連携した取組を促進します。

〔超老芸術のブランド化〕

- ・ アーツカウンシルしずおかは、独自の創作を続ける高齢者による芸術表現を「超老芸術」と名付け、発掘・紹介します。「超老芸術」は、誰もが自分らしく生きることを促すロールモデルであり、本県のウェルビーイング推進を象徴する概念としてブランディングと普及促進に取り組み、高齢者の表現活動の活性化を促します。

〔食文化の発信〕

- ・ 県は、茶やわさび、日本酒など、多彩で高品質な農林水産物や加工品の生産が盛んであることを活かした静岡らしい食文化を振興するため、国内外への情報発信を行うほか、静岡の食や食文化が持つ優れた価値や効用について県民の理解促進を図ります。
- ・ 県は、緑茶輸出が拡大するなかで、世界に通用する静岡茶ブランドを策定し、伝統的な和食と茶の歴史や文化、静岡茶の産地、緑茶の生産流通技術等の静岡の食文化の魅力を静岡茶を通じて世界へ向け情報発信を強化します。
- ・ 県は、経済団体等と連携し、令和 7 年度に開催した「和食展しずおか」の本県食文化紹介パネル等を活用し、地球環境史ミュージアムにおいて、本県の特色ある食文化の継承の機運醸成や国内外への発信を図ります。

〔しずおか遺産による文化財の魅力発信〕

- ・県は、歴史的建造物や伝統芸能をはじめとする国指定等文化財及び県指定文化財等について、ウェブサイト等でその価値や関連イベント等の開催情報を発信します。さらに、本県の歴史文化をストーリーで紹介する「しずおか遺産」では、ガイドブックの配付やウェブページの拡充、「しずおか遺産オータムフェア」の開催による集中的なPRにより、県内外に本県の歴史文化の魅力を発信するとともに、モデルツアーの実施やガイド人材の発掘・育成による来訪者受け入れ体制を整えることで、現地における情報発信力強化も図ります。
- ・県は、市町等と連携し、民俗芸能フェスティバルを開催するなど、県内各地の祭りや神事等の伝統行事・伝統芸能などに関する情報を積極的に県内外へ発信し、県民それぞれがこれらを楽しみ、身近に感じられる機会の提供を図ります。

〔先進的な取組の発信〕

- ・県及びアーツカウンシルしずおかは、県民とアーティスト等との関わりから生まれる取組や、文化芸術を起点に、まちづくり、産業、観光、福祉、教育などの分野に創造性を波及させる先駆的な取組事例を国内外に向け発表するなど、文化的な厚みが豊かな本県の魅力と先進性を発信し、多様な人々の交流を促進します。
- ・県は、友好協定を締結している海外の自治体等と、産業、観光等の幅広い分野でのつながりを強化するソフトパワーとして、文化芸術の力を活かします。
- ・県は、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野に加盟している浜松市を先進事例として情報提供を行うなど、文化芸術を核に海外の都市等と交流を図る市町等の取組を支援します。



SHIZUOKA せかい演劇祭 SPAC公演



国際オペラコンクール 県民講座



伊豆文学賞表彰式

◆施策の目的

文化芸術が多様な人々を包摂し、共生社会の実現を目指すため、性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず、県民が主体となり創造性を発揮できる機会の充実を図ります。

また、県民と国内外のアーティスト等との交流を促進することにより、地域資源の発掘や魅力の再認識、誇りの醸成を促し、交流人口や関係人口の拡大など、地域社会の維持、活性化につなげます。

◆施策を進める上での考え方

- ・こどもから高齢者までのあらゆる世代の県民、関係人口、二地域居住者などの多様な人々が、本県の豊かな自然や歴史、お茶などの地域産業、食文化など多様な地域資源を掘り起こし、共に考え、活動することを尊重し、生きがいの実感や、地域への誇りの醸成につながる取組の促進を図ります。
- ・みんなでつくり、みんなで楽しむ祭りのように、地域住民が主体となり行う創造的な活動は、地域アイデンティティの可視化やシビックプライドの醸成、新たな地域文化の創造につながり、地域社会の活性化につながることから、県民が主体となり行うアートプロジェクトの活性化を図ります。
- ・既成概念を問い直し、新たな価値の創出に取り組むアーティストには、埋もれている地域資源に光を当て、若者等を惹きつけて、まちづくり等の新たな取組を促す力があります。アーティストが活動拠点を選ぶ際に「文化芸術活動への地域住民の理解」を重視することから、住民との交流機会をつくるなど相互理解の促進を図ります。アーティストの創造活動、発表機会、作品の保管場所等を支援する住民が増えることで、アーティストの二地域居住など関係人口の拡大を図り、県民による新たなアートプロジェクトの創出等につなげます。
- ・多文化共生の価値の共有と次世代への継承を目指し、県は、令和7年度、外国人等によってもたらされる文化的多様性を都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする理念と政策を推進する国際ネットワークICC（インターカルチュラル・シティ・ネットワーク）に加入しました。文化芸術の振興において多様性、包摂性、相互理解を取り込み、文化的多様性都市の実現を目指します。

◆ 具体的取組

〔県芸術祭の開催〕

- ・ 県は、県民の文化芸術活動に参加する機会の充実と、相互理解の促進による共生社会を実現するため、県文化協会及び障害者福祉団体等との連携により、静岡県芸術祭を開催します。
- ・ 県は、次世代を担う若者をはじめ、障害のある人など多様な人々の参加を促進し、県民の創造活動の発表の場、文化芸術を通じた交流の活性化を図ります。

〔県民主体の創造的な活動の活性化〕

- ・ アーツカウンシルしずおかは、自然環境や地域文化、産業等の地域資源の活用や、子育て、地域コミュニティの維持、伝統文化の継承、共生社会の実現等の社会課題に、新たな視点で先駆的に取り組む県民主体のアートプロジェクトをアートマネジメントの専門的見地を活かし支援します。

〔こどもの創造活動の活性化〕

- ・ 県は、こども芸術大学等こどもを対象とした事業において、市町、大学、文化施設、文化芸術団体等と連携し、こどもの創造性を伸ばすプログラムを試行するなど、こどもたちの自主性を引き出し豊かな感性を育む体験機会を提供します。

〔障害のある人や高齢者等、多様な人々の創造活動の活性化〕

- ・ 県は、県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営等を通じて、障害のある人が自身の個性や能力を発揮する場づくりや支援を行います。
- ・ アーツカウンシルしずおかは、「超老芸術」の紹介や福祉分野との連携を通じ、要介護者を含む高齢者の創造的な活動を活性化し、健康維持や生活の質の向上につながるクリエイティブ・エイジングを推進します。あわせて、若い世代を含む多様な人々の創造的な活動の活性化にもつなげます。

〔県文化施設等における体験・参加プログラムの充実〕

- ・ 県立美術館は、講演会、美術講座、ロダン館デッサン会等の体験型ワークショップを実施するほか、ウェブコンテンツを拡充し、来館者に限らず幅広い人々に美術に接する機会を提供します。

- ・地球環境史ミュージアムは、県民が自主的に学ぶことができる生涯学習拠点づくりを推進するため、研究員の専門性を生かした、幼児から大人まで世代に応じた多彩な体験型講座等を開催します。
- ・県文化財団は、グランシップを主な拠点として、県民参加によるイベント、公演とそれに付随した事前レクチャーやワークショップ等を実施します。
- ・SPACは、世界レベルの演劇技法やノウハウ、専用施設を活用し、県民が参画し、学べる演劇イベント等を開催します。

〔文化芸術を核とした交流の活性化〕

- ・県立美術館は、ロダン館を起点として国内外のアーティストとの連携を進め、市民参加型の新たな創作体験の場を提供します。
- ・アーツカウンシルしずおかは、県民と県内外のアーティスト等との交流を促進し、地域資源の発掘・再認識を促すとともに、県民とアーティスト等が創造性を触発し合い、新たなアートプロジェクトの創出等につなげるマイクロ・アート・ワーケーション等の事業を実施します。
- ・アーツカウンシルしずおかは、まちづくり団体等が行う古民家やカフェ、旅館、未活用の集合住宅等を活用し、住民による創造活動や地域文化の発掘・発信、アーティスト・イン・レジデンスなど、交流・創造の場づくりに関する取組を支援します。
- ・SPACは、多文化共生社会の実現に貢献するため、県内在住外国人を中心とした地域住民と協働で演劇を創作するプロジェクトを推進します。
- ・県は、令和5年度に、民間から譲渡された静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）について、文化振興や交流の拡大、地域経済の活性化を目指し、東部・伊豆地域の文化芸術の拠点とするため、令和9年度中の開館を視野に取り組みます。

〔文化芸術に関わる専門的人材の育成〕

- ・地球環境史ミュージアムは、大学が実施する博物館実習やインターンシップの学生を積極的に受け入れ、博物館に関わる人材の育成を支援します。
- ・県文化財団は、静岡県出身・在住等の地域ゆかりの音楽家を育成・支援する「グランシップ登録アーティスト」事業を進めます。

- ・SPACは、世界レベルの演劇技法やノウハウ、専用施設を活用し、高校生等を対象にした「演劇アカデミー」や、県立高校における演劇教育の実施など、世界の舞台で活躍できる演劇人材の育成を進めます。
- ・アーツカウンシルしずおかは、アートプロジェクトの支援や、研修等の多様な手法により、地域・社会の様々な課題に対応する多様な団体やアーティスト等の人材発掘・育成を行います。また、マイクロ・アート・ワーケーション等の事業を通じ、本県を拠点に活動する異なる分野のアーティスト等が互いに協働する活動を支援します。
- ・県は、県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」等において、障害福祉サービス事業所等関係機関から情報収集を行い、障害のあるアーティストの発掘・支援を行うとともに、障害のある人の文化芸術活動を支援する人材の養成を行います。

〔顕彰等による県民の文化芸術活動の促進〕

- ・県は、県民の文化芸術活動への意欲を高めるため、芸術・文化・学術活動を通じ、顕著な実績を残し、かつ一層の発展が期待される個人や団体に対して授与する「文化奨励賞」や、多年にわたって文化芸術の発展向上に尽力した個人に対して授与する「文化芸術功労者表彰」等により、その活動を顕彰します。
- ・県文化財団は、「ふじのくに地域づくり創造賞」を設け、社会課題への対応や地域資源を活かした創造的な活動を通じて、「新しい価値を暮らしの中に」創造していくことが期待される活動の担い手の功績を表彰します。
- ・県は、文化財保存・活用団体の活動を活性化し、意欲を高めるため、文化財の保存・活用実績がある団体を「文化財保存・活用推進団体」として認定するとともに、特に優れた団体を表彰します。



県芸術祭美術展



アートプロジェクトの作品制作



こども芸術大学

◆施策の目的

文化芸術と、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野との協働を促進することにより、地域社会の創造性を拡張し、各分野においてイノベーションを生み出す人づくり、基盤づくりを進めます。

◆施策を進める上での考え方

- ・先行きが不透明で変化が激しい時代の中、未来を創造していく力や、自ら「問い」を生み出し形にする力が必要とされています。文化芸術の持つ「問いを立てる力」や「既存の枠組みを揺るがす力」を社会課題の解決に応用することで、通常的手法では到達が難しい、深層的な変革を促す可能性が高まります。
- ・文化芸術が「地域経済の活性剤」や「新たな産業創出のエンジン」として、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野の質を高め、生み出された経済効果が文化芸術に再投資される好循環を創出します。
- ・アーティストのアイデアが産業と結びつき、新たな価値を生み出すエコシステムの形成や、異なる分野の人材や知見がつながりアイデアを交換するコミュニティ形成の県内各地での進展を促します。
- ・国内外から訪れる観光客が示す様々な反応は、受入れ側にとっても異文化体験の機会となり、地域のアイデンティティ形成や誇りの醸成にも寄与することから、文化観光を推進するとともに、第5期計画で提示した文化ゾーンの方を発展させ、デジタル等も活用した多様な地域文化ネットワークの形成を進めます。
- ・スタートアップを中心に「社員の創造性を高め、イノベーションの創出等など自社の成長のために文化芸術を取り入れたい」と考える経営者が増えているとされ、こうした機運を活かし、文化芸術が新たな発想を引き出し、イノベーションを起こす起爆剤になり得ることへの理解を促進し、企業との連携を進めます。
- ・文化芸術の力を医療や福祉の現場での活用に繋げるため、「超老芸術」のブランド化を核とし、医療・福祉機関との連携やコーディネート人材との連携を進めます。

◆具体的取組

〔まちづくりとの連携〕

- ・アーツカウンシルしずおかは、まちづくり団体等が行う古民家やカフェ、旅館、未活用の集合住宅等を活用し、住民による創造活動や地域文化の発掘・発信、アーティスト・イン・レジデンスなど、交流・創造の場づくりに関する取組を支援します。人々の生活圏単位の小規模な創造・交流拠点が県内各所に広がることにより、文化芸術の力を活かしたまちづくりに寄与します。

〔観光との連携〕

- ・県は、インバウンド需要の拡大に向けて、世界文化遺産富士山をしずおか旅のコアバリューとし、「食・食文化（ガストロノミー）」や「温泉」などの地域資源とを掛け合わせた付加価値の高いコンテンツの創出を推進します。また、国内旅行需要の取り込みに向け、「アニメ」、「ロケ」、「サウナ」など新たな顧客層開拓につながるコンテンツを活用した“推し活”ツーリズムを推進します。
- ・富士山世界遺産センターをはじめとする県立文化施設は、観光事業者のファームトリップを受け入れ、国内外の観光客の誘致につなげます。
- ・グランシップをはじめとする県立文化施設は、本県の文化芸術情報を提供し、施設利用者等の観光周遊を促進します。

〔地域文化ネットワークの形成〕

- ・県は、東部・伊豆地域のネットワークを推進するため、サブスクリプション（定額課金）サービスや、デジタル資産によるコミュニティ、エコシステム形成の仕組み等を活用し、東部・伊豆地域に点在するユニークな美術館、博物館等の情報の一体的な発信による誘客の促進、関係人口の創出による新たな文化芸術活動の活性化等を図ります。その成果を踏まえ中部、西部地域等への展開を図ります。
- ・県は、点在する文化財をストーリーでつなぐ「しずおか遺産」により、文化財を巡るモデルコース設定や文化財展示の開催など、関係市町が連携した活用を促すとともに、観光事業者をはじめとする地元企業等への参画を呼びかけ、旅行商品の造成など、文化財を周遊観光の素材として活かします。
- ・県は、舞台芸術公園の観光資源としての活用の検討を進めます。

〔産業との連携〕

- ・県及びアーツカウンシルしずおかは、いわゆるカルチャープレナー（文化起業家）や社内起業家の活動の可視化・周知や、企業内への地域文化連携担当等の設置を促進すること等を通じ、文化と産業の連携を深化させます。
- ・県は、企業が文化芸術に期待する内容や課題などについてニーズを把握するため調査を行います。企業経営にアートを取り入れる意義を可視化、周知すること等を通じ、企業とアーティスト等との協働を促進します。
- ・アーツカウンシルしずおかは、企業に対しアート思考を用いた研修や、アーティストを交えた越境学習を提案します。アーティストと共に素材や製品の新たな可能性を探るワークショップ等を試行するとともに、企業とアーティスト等とのマッチングを行うなど、文化芸術の力を活用した企業におけるイノベーションの創出や地場産業のブランド力の強化に寄与します。
- ・SPACは、演劇の訓練やコミュニケーション手法を活かして、企業向けの研修プログラムを開発するなど、人材育成に貢献します。
- ・SPACは、演劇の発想や技法を生かし、企業や地域イベントへの参画を通じて、社会活動の活性化に貢献します。
- ・県文化財団は、「ふじのくに地域づくり創造賞」において、企業における文化芸術の活動を評価することを通じ、文化芸術と産業との連携を促進します。

〔教育との連携〕

- ・県は、教育委員会と連携し、県立高校において、SPACと連携した演劇活用授業の実施、部活動の充実等による演劇教育の拡充を図ります。
- ・県、県文化施設、県文化財団及びSPACは、こどもたちの感性や創造力、コミュニケーション能力を育み、文化芸術を身近なものとするため、教育委員会と連携し、多くのこどもたちに文化芸術体験の機会を提供します。（重点施策4〔こどもたちへの鑑賞機会の提供〕に記載）
- ・県は、教育委員会等と連携し、市町における中学校部活動の地域展開等に係る取組を支援し、将来にわたりこどもたちが継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実に努めます。

〔福祉との連携〕

- ・ 県及びアーツカウンシルしずおかは、県内各地にあるシニア向けの通いの場や県健康づくり応援サイト「むすびば」での「超老芸術」の紹介等を通じ、高齢者の創造意欲を喚起することで社会参加を促し、生きがいの実感、健康状態の改善、認知症やうつ病の予防に寄与します。また、高齢者の創造活動が活性化し、外出機会や社会参加が増えることで、衣食や娯楽、交通、文化芸術関連サービスなどへの支出が促されるなど、高齢者の消費活動による経済の活性化にも寄与します。
- ・ アーツカウンシルしずおかは、高齢者施設や病院における対話型鑑賞等の導入をはじめ、社会的処方への文化芸術の活用の先進事例の紹介等を通じ、施設等での取組の拡大につなげ、人々の自己肯定感の向上、孤立感の軽減等に寄与します。

〔コーディネート人材の育成、連携〕

- ・ 県及びアーツカウンシルしずおかは、文化芸術と様々な分野との協働を促進するため、大学などの教育機関等と連携し、講座を開設するなど、コーディネート人材等の発掘、育成に取り組むとともに、アートプロジェクトの実施を通じコーディネート力を培った団体等との連携を図ります。
- ・ 静岡文化芸術大学は、多角的な視点に立って文化芸術と社会システムの両面を理解し、多様な分野で文化芸術の持つ力を社会に活かすことのできる人材を育成します。
- ・ 県は、本県の多彩な魅力や本物の体験を伝えることができる高度な知識・言語力・ホスピタリティを備えたガイドを確保するため、育成研修を実施し、修了者を「しずおか観光コンシェルジュ」に認定するとともに、ガイドの仕事獲得に向けた支援を実施します。



古民家を活用した創造・交流拠点



インバウンド向け食文化体験ツアー



高齢者施設での対話型鑑賞プログラム

◆施策の目的

生涯にわたり、誰もが文化芸術を身近なものとするため、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法により文化芸術に触れる機会の充実を図り、地域格差の解消と、双方向性を重視した取組の普及につなげます。

◆施策を進める上での考え方

- ・デジタル技術が進展する中、自らの感覚を研ぎ澄ませ、自分とは異なるものの見方や考え方を理解することがますます重要になっています。特に、こども時代の文化芸術体験は、豊かな感性や創造力、コミュニケーション能力を育む根幹的な経験となることから、学校や地域などで、こどもたちが参加しやすいプログラムを開発するなど、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ・文化芸術に触れる機会の地域格差解消につなげるため、県、市町、関係団体等、文化振興の実施主体間の連携を進めるとともに、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法を創出します。
- ・県文化施設等で進めている2次元データでのデジタルアーカイブについて、多言語化を図り、観光をはじめとする様々な分野での活用を促進します。
- ・各事業の実施に当たっては、アーティストや参加者が主体的に関わり合い、対話や協働を通じて互いに影響を与え合う双方向性を重視したプログラムとなるよう、ニーズの把握や実施方法を工夫し、県、市町、関係団体等、文化振興の実施主体間と共有すること等を通じ、普及拡大を図ります。

◆具体的取組

〔県民が文化芸術に触れる機会の充実〕

- ・県立美術館は、広く、また生涯を通じて県民に美術作品の鑑賞の場を提供するため、コレクションを活用した展覧会や移動美術展を開催するほか、国内外の作品を借り受けた特別展を開催します。
- ・地球環境史ミュージアムは、幅広い世代に向けて、本県の豊かな生物多様性や地球環境について学び、自然科学の面白さに触れる機会を提供するため、様々なテーマで企画展を実施するほか、他機関と連携して、展示資料や各種イベントを充実させていきます。
- ・県は、小中学生から高齢者に至る幅広い世代の県民に対し文化財に親しむ機会を提供するため、「レガシズ」等のウェブサイトで文化財の魅力を発信するとともに、市町等関係機関と連携して「しずおか遺産オータムフェア」を開催します。
- ・県は、世界遺産富士山や、韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の顕著な普遍的価値を後世へ継承するため、県内各地での県民講座等の開催やウェブサイトやSNSを活用した価値や魅力の発信を進めていきます。
- ・富士山世界遺産センターは、多様な観覧者の需要に応えるため、企画展において、人文科学、自然科学を問わず様々なテーマを設定して多角的に富士山を紹介するほか、常設展示の内容を随時更新し、充実させていきます。
- ・県文化財団は、本県ゆかりのアーティストの起用や文化資源を活用することにより、県民が本県の価値を再認識する機会をつくります。また、県民のニーズを踏まえると同時に新たな客層を意識した幅広いジャンルの公演事業を実施します。
- ・アーツカウンシルしずおかは、「みんなでつくり、みんなで楽しむ」アートプロジェクトが県内全域で活発に実施されるよう支援することを通じ、県民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ・SPACは、舞台芸術が県民にとって身近な存在であり、誇りとなるよう、世界レベルの舞台芸術作品の創造と上演により、県民に多彩な舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

- ・ 県は、日本オーケストラ連盟の正会員となった富士山静岡交響楽団が、地域の音楽文化の普及と向上を目的に行う活動を県内企業とともに支援し、県民が文化芸術に触れる機会の拡大につなげます。

〔子どもたちへの文化芸術体験機会の提供〕

- ・ 県は、子どもを対象とした事業を集約した「文化教育プログラム」を基に、文化施設や文化芸術団体等と連携し、子どもたちが文化芸術に触れる機会を計画的に提供します。
- ・ 県は、子どもたちの能力を更に伸ばす機会を創出するため、中学生を対象に、国内外で活躍する講師による講義やグループディスカッション等による学びの機会を提供する「未来を切り拓く Dream 授業」を実施します。
- ・ 県立美術館は、ロダン館の彫刻をクイズ形式で鑑賞する事業やバックヤードツアー、学芸員による出張美術講座や美術品のレプリカを活用した対話型鑑賞授業など、特色ある学校連携プログラムを推進するとともに、未就学児を対象とした鑑賞会を実施します。
- ・ 地球環境史ミュージアムは、子どもが人と自然の関係の歴史を理解し、「百年後」を展望できるよう、学校現場と連携し未来志向の展示・講座の充実を図るとともに、ガイドや展示交流員による対話型展示を通じ、地球環境について思考し、理解を深める機会を創出します。
- ・ 埋蔵文化財センターは、文化財の調査・研究機能を強化しつつ、学校教育、社会教育等関係機関と相互に連携し、県民が出土品や調査成果に触れる機会を提供します。
- ・ 富士山世界遺産センターは、子どもたちに富士山の顕著な普遍的価値を伝えるため、職員が学校に出向き、教育旅行の事前学習となる講義等を実施するほか、来館時にワークシートやクイズシート等を用意するなど利用しやすい環境を整え、教育旅行での観覧を推進します。
- ・ 県文化財団は、地域の文化芸術団体と協働して様々なイベントを実施し、未就学児を中心に親子で楽しみながら創造力や豊かな感性を育む場を創出するなど、子どもの年齢・成長段階に応じた文化芸術の体験機会を提供します。
- ・ 県文化財団は、中学・高校の多感な時期に、より多くの文化芸術に触れることで視野を広げ共感力を養うため、「中高生のためのオーケストラ」等の鑑賞事業、交通費支援事業、県内各地の文化施設と連携した高校生アートラリー事業を実施するほか、子ども・学生料金の安価な設定により若い世代の文化芸術体験を支援します。

- ・SPACは、県内中高生が、学校教育中に舞台芸術の素晴らしさと本県が世界に誇るSPACの演劇を体験できるよう、静岡芸術劇場などにおいてSPACの舞台を鑑賞する機会を提供します。

〔誰もがアクセスしやすい環境づくり〕

- ・県は、障害のある人の作品を日常的に鑑賞できる機会を提供し、その魅力を発信するため、障害者芸術ポータルサイト「Findart（ふあいんだー）」を運営し、Web美術館や作者紹介等のコンテンツを充実させます。
- ・県立美術館は、障害のある人が文化芸術に触れる機会を提供し、発展させ、誰もが当たり前前に美術館を楽しめる環境を整えていきます。
- ・県立美術館は、訪日外国人、日本在住の外国人等の多様なニーズに応えていくため、展示室のキャプションをはじめとする館内の案内掲示などを多言語対応に改善し、多言語解説等による国際発信力強化に努めます。
- ・県文化財団は、公立ホールにおける合理的配慮を推進するため、スマートフォン・タブレット等を利用した多言語字幕サービスの活用を進めます。
- ・SPACは、障害のある人が舞台芸術に触れることができるよう、バリアフリー観劇の鑑賞サポートを推進します。

〔アウトリーチ等の充実〕

- ・県は、子どもたちが、生涯にわたり多様な文化芸術に触れるきっかけとなる楽しさや魅力を実感する体験機会を提供するため、県域で活動する文化芸術団体等と連携し、学校等へ出向き、双方向性を重視した公演等を実施します。
- ・地球環境史ミュージアムでは、来館が難しい地域や層に向けて、ミュージアムキャラバンの展示や、研究員が講師となって地域の自然について学ぶイベントや講座等を実施するなど、アウトリーチ活動の充実に取り組みます。
- ・富士山世界遺産センターは、研究員等が学校の授業や公民館などで開催される社会人学校等に出向き、世界遺産富士山についてわかりやすく解説する出前講座を開催します。

- ・ 県文化財団は、地域、生活環境に関わりなく文化芸術に触れる機会を拡充するため、県内公立文化施設との共催によるグランシップ出前公演を実施するほか、主に小学校を対象にしたアウトリーチ事業を実施します。
- ・ SPACは、公演を観る機会の少ない遠隔地の中高生を県内各地のホールに招待する出張公演を行います。
- ・ SPACは、こどもたちに演劇の楽しさや魅力を感じられる体験を提供するため、演劇やダンスのワークショップや部活動指導、学校行事への支援等を行う学校訪問プログラムを実施します。
- ・ SPACは、乳幼児や障害のあるこどもたちが質の高い文化芸術に触れ、豊かな感性を育む機会を提供するため、県内各地において、インクルーシブシアター等を実施します。

〔デジタルアーカイブの活用〕

- ・ 県は、県内の歴史文化資源である文化財の3次元データを計測し、アーカイブ化するとともにメタバースしずおかによる公開や体験会の開催など、文化財の新たな体験機会を提供します。
- ・ 県は、経済産業大臣の指定する伝統的工芸品3品目及び知事が指定する郷土工芸品21品目について、沿革や特徴、作品や工房の紹介、商品の購入方法等をウェブサイトで紹介します。また、伝統工芸品の技術伝承や担い手育成を図るため、業界団体等に対し、動画制作等を働き掛けます。
- ・ 県立美術館では、作品を様々な角度から見られる3D画像や高精細画像など、収蔵品を中心としたデジタルアーカイブの製作及びそのコンテンツの充実に取り組めます。ウェブサイトでの鑑賞機会の提供を拡大するとともに、来館して実物を体感したいという思いを高め、来館者の増加につなげます。



県立美術館のぐ教室



ふあいんだ一作品公募展



文化財3次元データ化

◆施策の目的

人口減少社会を踏まえ、県文化施設等の今後の方向性を定め取り組むとともに、文化芸術の担い手等のネットワークや活動領域の拡大を図り、文化芸術を支える持続的な環境づくりを進めます。

◆施策を進める上での考え方

- ・人口減少により、鑑賞者や入館者の減少など、需要の減少・市場の縮小が想定されます。一方、文化施設の老朽化が進む中、修繕費等の増大が見込まれることから、県文化施設の今後のあり方等について検討します。
- ・文化芸術団体や文化施設等が経営力、企画力、コンプライアンス対応等のマネジメント力の強化を図る取組を市町等と連携し進めます。
- ・文化芸術に関わる人材が、県内で安定して活動できるよう、アーティストの活動領域拡大等の支援につながる取組を促進します。

◆具体的取組**〔県文化財団の機能強化〕**

- ・県は、アーツカウンシルしずおかを含む県文化財団が、本県の文化芸術振興の中核を担う県域の中間支援組織として、より精力的な活動ができるよう、機能の強化を支援します。

〔県文化施設の効果的な運営〕

- ・県は、県立美術館等直営の文化施設や、グランシップ、舞台芸術公園等の指定管理施設の運営について、県民ニーズを踏まえた役割の整理、文化政策の総合化、企画・発信力の強化、職員の育成・確保、効率化を図ります。
- ・アーツカウンシルしずおかは、文化施設や文化芸術団体等による事業の価値や課題について調査研究を行うとともに、双方向性を重視したプログラムや多分野連携が推進されるよう、先進事例やコーディネーター人材の紹介等を行います。

〔県文化施設の計画的な修繕〕

- ・ 県は、文化施設の老朽化やデジタル化への対応等により必要となった建物や設備の修繕を中期維持保全計画に基づき計画的に実施し、施設の長寿命化を図ることを通じ、文化資源の収集・保管及び次世代への継承を図るとともに、県民が安全に体験・鑑賞できる環境整備に努めます。

〔文化財の保存〕

- ・ 県は、県民が将来にわたって本県の歴史文化を体感できるよう、文化財の所有者や市町が行う文化財の修理や整備、防災対策工事等への支援を行います。

〔歴史的な資料等の収集、保存、利用〕

- ・ 県は、文化施設の目的に応じて、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について収集、整理に努めるとともに、条例等に基づき、特別な管理を行い、広く一般の利用に供します。

〔文化芸術に関わる担い手等のネットワーク化〕

- ・ 県及びアーツカウンシルしずおかは、市町や公立文化施設職員などで構成する行政経営研究会等を通じ、国、県、市町、公立文化施設の施策等に係る情報共有や課題解決に向けた検討などの連携を図ります。
- ・ 県立美術館は、県内の美術館、博物館が加盟する県博物館協会の運営等を通じ、相互の活動拡大や活動に関する情報共有を図ります。
- ・ 県文化財団は、県内公立文化施設間のネットワークにより全県の文化力向上を図るため、静岡県公立文化施設協議会を運営するとともに、公立文化施設職員の課題解決や実践的な能力の向上、連携強化を図るセミナーを実施します。
- ・ アーツカウンシルしずおかは、住民・企業・団体・大学・市町等と連携し、文化芸術の枠を越えた幅広い分野とのネットワークづくりを進め、県文化政策の効果的な展開に貢献します。
- ・ S P A C は、県内演劇団体の活動振興につながる仕組みづくりを検討するため、県内の演劇団体が集い情報交換できるネットワークづくりに貢献します。

〔伝統文化の担い手や支援者等への支援〕

- ・ 県は、地域に根ざした文化財の保存・活用に向けて、「静岡県文化財保存活用サポートセンター」が中心となり、市町に対し、文化財保存活用地域計画の作成・認定のための指導や計画推進に向けた助言等を行います。
- ・ 県は、近年の少子高齢化や生活様式の変化により、様々な課題を抱える無形民俗文化財について、保存継承ネットワーク会議等の開催を通じ、各保護団体の保存継承に向けた取組を支援します。
- ・ 県は、伝統文化の保護団体等と連携し、こどもを対象とした事業において、地域の伝統文化について理解を深め体験する機会等を提供します。
- ・ アーツカウンシルしずおかは、伝統文化の継承や伝統芸能を活用した社会課題の解決に新たな視点で取り組む団体の活動や、アーティスト等と連携した地域文化の掘り起こし、復活・継承・活用等の取組等の支援を行います。
- ・ 静岡文化芸術大学は、デザイン学部において、日本の伝統建築や伝統工芸に関する歴史、文化等の知識とともに、受け継がれてきた技術を習得・理解し、現代の空間や工芸品を提案できる人材を育成するカリキュラムを提供します。

〔アーティスト等が活動を続ける環境づくり〕

- ・ 県は、公立高校においてSPACと連携した演劇活用授業の実施や、部活動の充実等による演劇教育の拡充を図るなど、アーティストの活動領域拡大を促進します。
- ・ 県及びアーツカウンシルしずおかは、行政経営研究会等において、インターネット上でコンテンツを生み出し、情報発信を行う個人クリエイターの経済圏「クリエイターエコノミー」の拡大など、文化政策を取り巻く状況の変化を共有し、環境整備等について検討します。
- ・ アーツカウンシルしずおかは、相談窓口の運営や、地域住民や企業等とアーティスト等をマッチングし、アーティスト等の活動領域の拡大につなげるなど、アーティスト等が安心して活動を続けられる環境づくりに取り組みます。

- ・静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」は、支援コーディネーターや専門アドバイザーを配置し、障害のある人の活動環境や発表機会の創出、権利保護などの相談に応じます。

〔文化芸術活動の継続に向けた財源確保〕

- ・県は、市町や文化施設等が継続的に活動するための資金を調達できるよう、国や各種団体の助成制度の情報を分かりやすく伝え、制度の活用を促進します。また、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど自治体への寄附制度の活用など、事業の実施に必要な財源確保に努めます。
- ・県は、県文化施設における記念写真やミュージックビデオの撮影等、施設本来の用途とは異なるユニークベニューとしての活用を推進し、財源確保に努めます。
- ・県立美術館は、美術館品の収集・保存・管理・展覧会やイベント開催など美術館の活動を継続していくため、運営基盤強化の支援制度を創設し企業連携による外部資金獲得に取り組みます。
- ・地球環境史ミュージアムは、外部調査研究資金のほか、研究員を講師として派遣する場合の謝金の獲得など、研究員の専門知識を有効に活用し、持続可能な施設運営の財源確保に取り組みます。
- ・県文化財団は、こども・学生料金や中高生鑑賞プラン等の料金メニュー、交通費支援制度、学校アウトリーチ、ひとり親家庭への公演招待といった鑑賞支援の取組を「こどもたちのための文化芸術プロジェクト」として企業協賛を募り、こどもたちを対象とした事業の財源を確保します。
- ・県文化財団は、グランシップ友の会の見直しを行い、法人会員の皆様にサポーターとして公益事業の運営への協力を得られるような制度を検討します。
- ・SPACは、世界的な名声と評価を生かし、公演の充実や寄附等の財源確保を進めることで、経済的自律に向けて運営の安定化に努めます。



行政経営研究会の開催



伝統文化継承に向けたアートプロジェクト



文化施設の庭園を活用したブックトーク

（１）地域文化ネットワークの考え方

静岡県は、美しい自然景観に恵まれ、古くから歴史の舞台となり、民話や伝説、伝統芸能が受け継がれ、特色のある食文化も有するなど、多様な地域資源が県内各地域に広がっています。

こうした多様な資源を可視化し、周遊を促すなど、文化観光を推進することで、消費活動の拡大等をもたらし、その経済効果が文化芸術に再投資される好循環の創出が期待されます。

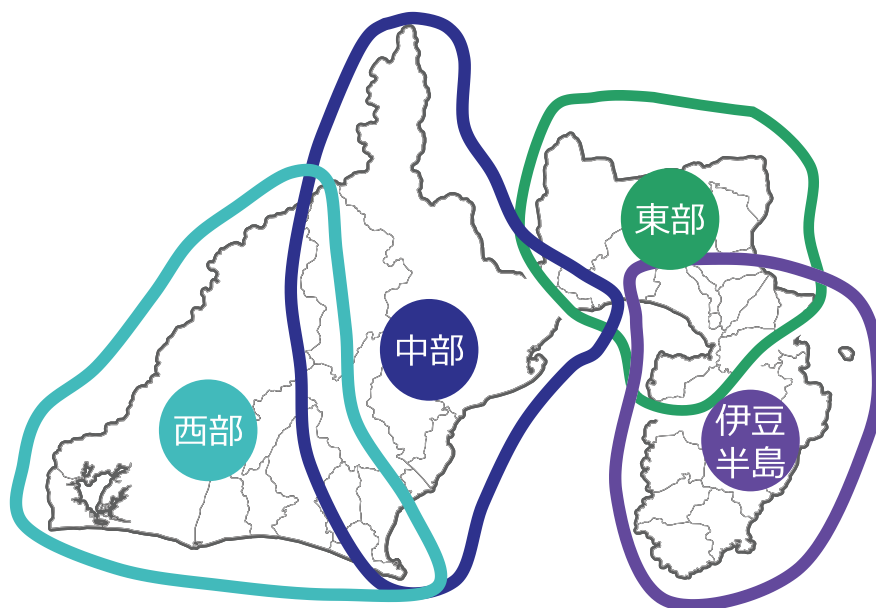
多くの人々に本県の地域資源の魅力を伝えることは、文化芸術の保存・継承の意義についての理解促進や、新たな文化芸術の創造・発展につながることから、地域文化ネットワークの形成を進めます。

静岡県総合計画では、県内を以下の４つの地域に区分しており、下記はその区分に沿って主な地域資源を取り上げました。また、総合計画では、地域ごとの目指す姿を定めていることから、これに文化芸術の力を活用する取組の方向性を記載しました。

地域文化ネットワーク形成に当たっては、この４区分にとらわれず、より小規模なものも含め、地域の主体性を重視し、デジタル技術を活用するなど多様なネットワークが各地で活性化することを目指します。

（２）各地域の特色

各地域は、それぞれに特色のある多様な資源を有しています。



◆伊豆半島地域

伊豆半島地域は、世界ジオパークに認定され、火山地域特有の地形の変化に富み、日本の歴史上でも重要な出来事が多く起きた自然、歴史的背景に富んだ地域です。

歴史的には、平安時代、鎌倉時代の源氏や北条氏にゆかりのある文化財が多く残っています。江戸時代に移ると、韮山の幕末の当主江川英龍により建造された「韮山反射炉」が「明治日本の産業革命遺産」として世界遺産の構成遺産に登録されました。黒船が来航した下田を含む賀茂地域にも、時代を映す史跡が豊富に存在します。

伊豆・稲取地域の雛の吊るし飾りをはじめとした伝統芸能や民俗文化も盛んであり、地域住民が守り繋いできた文化も特色の1つです。

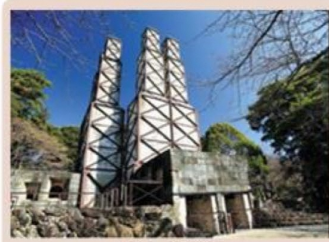
また、地域内には民間のユニークな美術館や博物館も多数存在しています。

伊豆半島地域は、著名な作家たちが題材としたり、滞在することにより、多くの文学作品が生み出された地であることも大きな特色です。県では、これを受けて伊豆文学賞を創設し、この特色を際立たせてきました。

食においても、世界農業遺産に認定されている水わさびや伊豆近海で漁獲される金目鯛等、豊富な山海の食材を中心に、多彩な食文化を楽しめる地域でもあります。

< 県総合計画と連動した取組の方向性 >

- ・豊富な観光資源や地域の魅力を最大限活かすため、文化芸術の力を活用し、観光客や移住者など、常に人が人を呼ぶ賑やかな地域を創出します。
- ・本県が「人間らしさ」を取り戻せる文化的な厚みが豊かな地域であることを可視化し、発信することにより、新たな産業誘致につなげます。



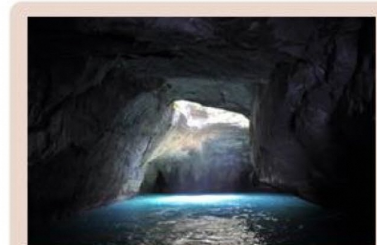
富士山反射炉



伊豆ペロドローム



起雲閣



堂ヶ島天窓洞



◆東部地域

世界遺産富士山が古来より人々の憧憬と信仰の対象となり、構成資産をはじめ、多くの文化財を残している地域です。さらに、富士山が生み出す美しい自然や水に関わる天然記念物が多くあります。

富士山周辺の文化拠点である静岡県富士山世界遺産センターでは、世界遺産の価値を後世に継承し、周辺の文化資産も含めて、富士山の自然や歴史、文化芸術の魅力を発信して、国内外から訪れる人々をもてなしています。

旧東海道の小田原宿から箱根峠を越えて三島宿に至る箱根八里は、日本遺産に認定された文化財ゾーンになっています。

また、沼津市を舞台としたアニメが制作され、聖地として市内各地に多くのファンが訪れています。沼津駅前の県のコンベンション施設プラサヴェルデも文化事業の拠点として活用が期待されます。

県は、令和5年度に、民間から譲渡された、長泉町のクレマチスの丘にある静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）について、東部・伊豆地域における広域的な文化振興ネットワークの拠点として活用するため、令和9年度中の開館を視野に準備を進めています。

食においても、箱根西麓の肥沃な火山灰土壌で栽培される三島馬鈴薯や沼津市西浦の寿太郎みかんをはじめとする山の食材に加え、沼津港や田子の浦港では活あじやしらすなどの海の食材も豊富にあり、個性豊かな食文化が楽しめる地域です。

<県総合計画と連動した取組の方向性>

- ・集積が進む医療健康産業や富士山を中心とする観光圏など、地域の個性を際立たせる産業が発展する地域の創出に向け、文化芸術の力を活用した企業研修等の実施を促進します。
- ・東京圏からの良好なアクセスを最大限活用し、地域の魅力を求めて訪れる観光客、二地域居住者など、多様な人々が集い、地域住民とアーティストとの交流や協働が活発な魅力ある地域を目指します。



◆中部地域

静岡市は、徳川家康が晩年を過ごし、城下町として歴史と伝統が息づく文化の街です。静岡県立美術館、グランシップ、静岡県舞台芸術公園、ふじのくに地球環境史ミュージアムなど、本県の文化芸術の拠点が数多くあるほか、SPACや、富士山静岡交響楽団が拠点を置いて県内各地で公演を行っています。また、静岡大学、静岡県立大学、県立中央図書館などの学術の拠点も有しています。

中部地域には、旧東海道の宿場町も多く、蒲原宿から藤枝宿の間は日本遺産にも認定された文化財ゾーンになっており、島田市の大井川川越遺跡などにも江戸の文化を感じることができます。

志太地域の大井川流域では、上流の川根本町には、ユネスコ無形文化遺産に登録された風流踊の一つである徳山の盆踊を始め、徳山神楽、笹間神楽等の静岡県中部地方の神楽という古くからの民俗芸能が伝えられるとともに、中流域では地域芸術祭や、陶芸祭など国際的な事業が開催されるなど、伝統芸能とアートプロジェクトの展開等により、流域の地域性を色濃く反映した文化が形成されています。

観光の面においても、日本平、三保松原の景勝地や、社殿が国宝に指定されている久能山東照宮、山間部には南アルプスを望む大自然があります。西側の志太榛原地域には、空の玄関口富士山静岡空港があり、その眼下に広がる牧之原台地は、日本が誇るお茶の産地です。

食においても、焼津港や清水港など国内有数の漁港があり、かつおや桜えび等の駿河湾で採れる魚介類をはじめ、豊富な山海の産物を使った中部地域特有の食文化が楽しめる地域でもあります。

<県総合計画と連動した取組の方向性>

- ・南アルプスから駿河湾まで、変化に富む素晴らしい自然景観に加え、県都を有し、商業や文化芸術等の中心として求心力が加速する拠点地域を創出します。
- ・陸・海・空の広域交通ネットワークの結節点として、国内外からの人・モノ・情報が絶え間なく行き交い、文化芸術の力を活かしたビジネスや観光などの活発な交流やイノベーションを促進します。



ふじのくに地球環境史ミュージアム

南アルプス
(ユネスコエコパーク)



静岡県立美術館

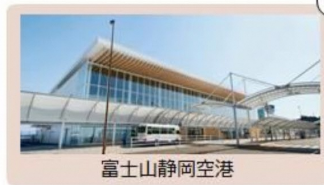
グランシップ 県立美術館 舞台芸術公園
SPAC ふじのくに地球環境史ミュージアム
日本平夢テラス 久能山東照宮
静岡大学 県立大学
草薙総合運動場 県立中央図書館



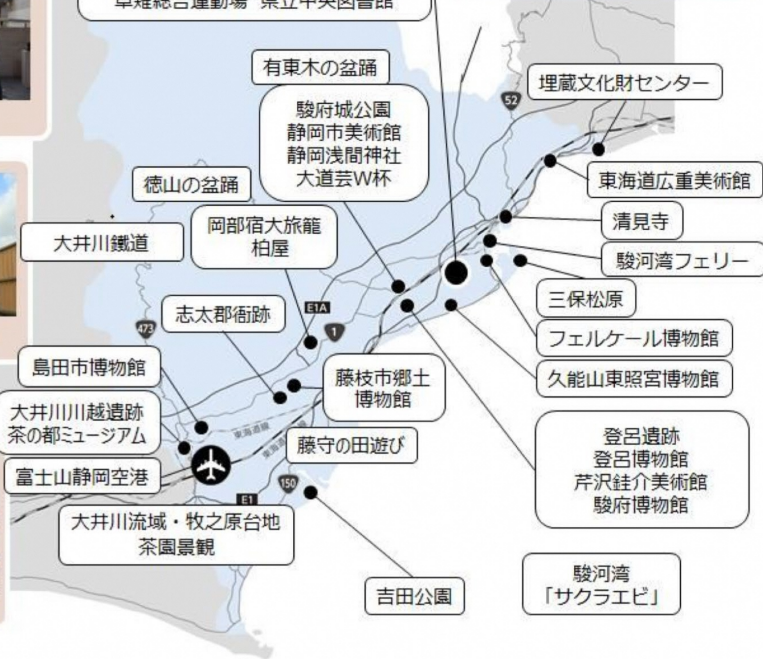
グランシップ
(静岡県コンベンションアーツセンター)



ふじのくに茶の都ミュージアム



富士山静岡空港



◆西部地域

西部地域は、浜名湖や館山寺温泉、遠州の強風が造った広い砂浜の遠州灘を持ち、観光の魅力にあふれています。浜松城は徳川家康が青年期を過ごした場所で出世城と言われています。また、新居関跡や遠州三山と呼ばれる古刹、多くの寺社仏閣が文化財として残る歴史ある地域でもあり、田遊び・田楽といった伝統芸能が多く残ることも特色となっています。天竜川流域も、国指定重要無形民俗文化財の懐山のおくない等、様々な民俗芸能が伝わる地域であり、これらの貴重な文化資源を若い世代へ伝承していくことが重要です。中東遠地域も、掛川城御殿や大日本報徳社大講堂など、多くの貴重な文化財が残る地域です。

西部地域の中心となる浜松市は、テレビ、輸送機器、光技術など世界に誇る産業技術を生み出してきた産業都市です。さらに、音楽に関しては、世界有数の楽器メーカーの多くが集積し、ユネスコ創造都市ネットワーク（音楽分野）に加盟する音楽の都です。浜松駅前のコンベンション施設アクトシティ浜松を拠点として、オペラやピアノの国際コンクールが開催され、産業、文化芸術の両面から日本の音楽をリードし、静岡文化芸術大学においては、文化芸術の社会性や創造性を高めうる人材育成が進んでいます。

食においても、県内一の農業地帯を抱え、メロンやうなぎなどの高級な食材をはじめ、豊富な農産物に恵まれ、個性ある食文化が楽しめる地域でもあります。花の生産も盛んな地域で、浜名湖ガーデンパークやはままつフラワーパークでは一年中様々な花が楽しめます。また令和6年度には、「浜名湖花博2024」を開催するなど、本県が誇る植物の魅力とともに、園芸文化や食文化の発信にも取り組んでいます。

<県総合計画と連動した取組の方向性>

- ・輸送用機械や楽器などのものづくり産業、先端技術を活かした光技術などの次世代産業、温暖な気候や豊かな自然が育む農林水産業など、多種多様な産業が調和した新たな価値の創出に向け、文化芸術の力を活かした企業研修等の実施を促進します。
- ・浜名湖や遠州灘海岸、遠州地域の森林等での、身近で豊かな自然を活かしたレクリエーションやスポーツ、地域資源を活かしたアートプロジェクトなどを通じ、人々の活発な交流を促進します。



1 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画は、静岡県総合計画との整合を図った上で計画期間を決定しており、その計画期間中に行う具体的な施策、事業を明らかにしています。

その上で、計画策定後はその内容を広く周知し、県民、市町等関係機関の理解の下、連携・協働して事業を推進します。

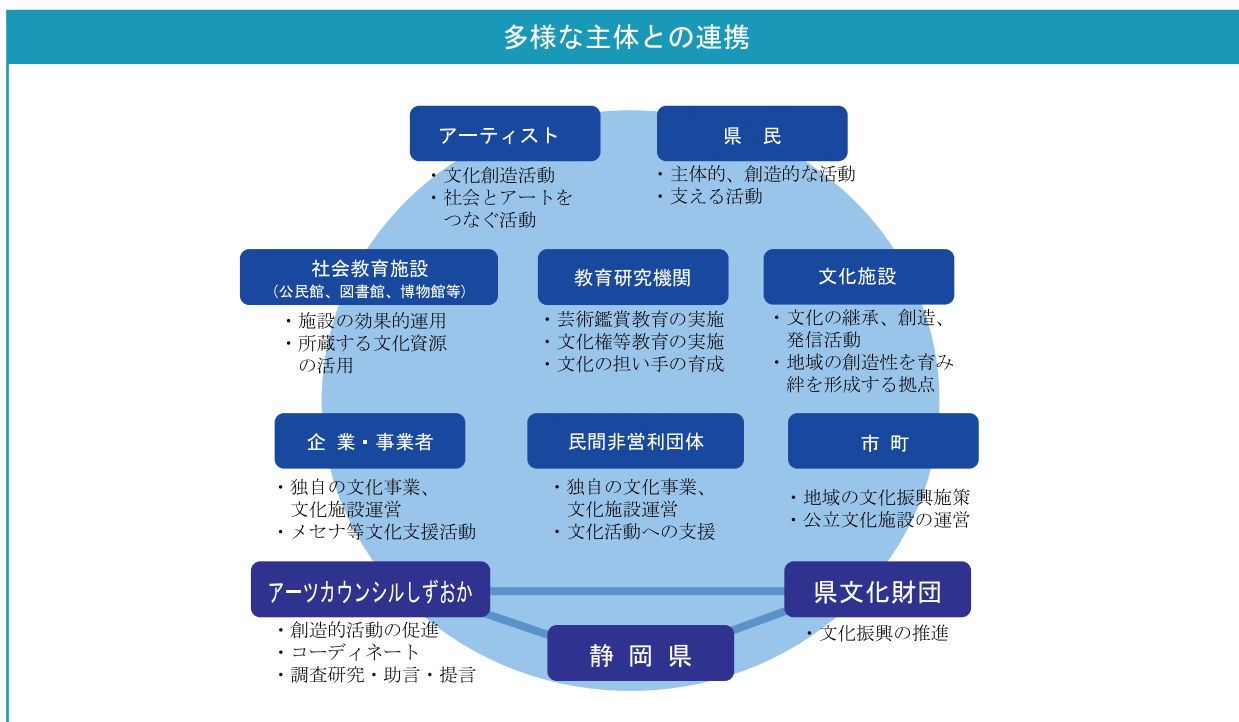
(2) 連携体制

県には、県立美術館、グランシップ、舞台芸術公園をはじめとする県有施設や、出資団体である県文化財団、SPACなどの推進機関、そして令和3年に県文化財団に設立した「アーツカウンシルしずおか」があります。

本計画の推進に当たっては、これらの施設・機関と役割を分担しながら、効果的な施策展開を図ります。

さらに、市町をはじめ、大学等の教育機関、文化施設、文化協会、アートNPOなどの文化関係団体や、企業・事業者等様々な主体との相互連携を推進します。

県は、自らも文化振興の主体として施策を展開しつつ、様々な主体間の調整や支援等を積極的に行うことで連携による成果を高め、県民等の文化活動を支えていきます。



2 計画の進行管理

本計画においても、重点施策ごとに評価指標及びその目標値を設定するとともに、毎年度終了後に実績値に基づく達成を公表するとともに評価する際の参考とします。

また、本計画の全体的な進捗状況を評価する総括指標には、主に「静岡県総合計画～しずおか ウェルビーイング プラン～」における成果指標を採用することとし、これについても毎年度終了後に進捗状況を取りまとめた上で公表します。

●第6期文化振興基本計画における総括指標、活動指標

区分	指標	現状値	目標値
総括指標	1年間に文化・芸術に関わる活動を行った人の割合※	(R6) 17.1%	(R10) 25%
	自分が住んでいる地域の文化的環境に満足している人の割合	(R6) 43.6%	(R10) 50%
	“富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を理解している人の割合”※	(R6) 27.3%	(R10) 50%
重点施策1	S P A Cの国内外の公演等鑑賞者数	(R6) 29,860人	(毎年度) 45,000人
	伊豆文学賞の応募者数	(R6) 446人	(毎年度) 500人
	富士山世界遺産センター来館者数	(R6) 累計155万人	(R10) 累計275万人
重点施策2	県芸術祭参加者数※	(R6) 11,081人	(R10) 12,000人
	県芸術祭障害者芸術部門の参加・鑑賞者数※	(R6) 2,582人	(R10) 3,500人
	アートプロジェクトが実施された市町の数※	(R6) 累計24市町	(R10) 累計35市町
	アートプロジェクトが実施された数※	(R6) 累計134件	(R10) 累計235件
	文化財保存・活用推進団体の認定数※	(R6) 79団体	(R10) 95団体
重点施策3	アーティスト等とのマッチング件数※	(R6) 16件	(R10) 20件
	多分野連携による事業実施件数	(R6) 17件	(R10) 25件

重点施策 4	こどもを対象とした文化事業参加者数※	(R6) 70,300 人	(毎年度) 70,000 人
	県文化施設利用者数※	(R6) 318,313 人	(R10) 396,000 人
	3次元データが取得された 県内文化財の件数※	(R6) 累計 50 件	(R10) 累計 150 件
	県立美術館デジタルアーカイブの閲覧数	(R6) 176,561 回	(R10) 200,000 回
	世界遺産県民講座等受講者数※	(R6) 累計 46,000 人	(R10) 累計 74,000 人
重点施策 5	アーツカウンシルしずおかが助言・相談 対応した団体・個人の数	(R6) 120 団体・人	(毎年度) 120 団体・人
	県障害者文化芸術活動支援センター 「みらーと」が相談対応した件数	(R6) 97 件	(毎年度) 100 件

※は、静岡県総合計画で採用している指標

●主要指標の考え方

総括指標	1年間に文化・芸術に関わる活動を行った人の割合		
現状値	(R6) 17.1%	目標値	(R10) 25%
指標の 考え方	第6期計画の基本目標に掲げた「創造性の発揮」の状態を把握するため、文化・芸術に関わる活動を行った人の割合（昨年1年間に文化・芸術を实践、又はボランティア等で活動を支援した人の割合）を総括指標とします。		

重点施策 1	世界に輝くしずおかの文化芸術の創造		
活動指標	SPACの国内外の公演等鑑賞者数		
現状値	(R6) 29,860 人	目標値	(毎年度) 45,000 人
指標の 考え方	既に一定の世界的評価を得ているSPACは、「演劇の都」を構成する象徴であるとともに、本県の文化力を国内外へ発信する役割を担っています。国内外での上演を通じた知名度の一層の向上に向けて、公演等鑑賞者数を指標とします。		

重点施策 2	県民による創造的な活動の活性化		
活動指標	県芸術祭参加者数		
現状値	(R6) 11,081 人	目標値	(R10) 12,000 人
指標の 考え方	令和6年度から障害者芸術祭と一体開催している、本県最大の総合芸術祭である県芸術祭を通じて、創造活動の一層の推進、共生社会の実現に向けて取り組んでおり、この理念の広がりを示す参加者数を指標とします。		

重点施策 3	多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり		
活動指標	アーティスト等とのマッチング件数		
現状値	(R6) 16 件	目標値	(R10) 20 件
指標の考え方	アーティストのアイデアが産業と結びつき新たな価値を生み出すエコシステム形成等の基盤となる、異分野の人材同士の連携状況を確認するため、アーティスト等とのマッチング件数を指標とします。		

重点施策 4	文化芸術に触れる機会の充実		
活動指標	子どもを対象とした文化事業参加者数		
現状値	(R6) 70,300 人	目標値	(毎年度) 70,000 人
指標の考え方	次代を担う子どもたちへ文化芸術に触れる機会を県として提供できているか確認するため、県や県文化施設等による子どもを対象とした文化事業（幼児～高校生向け）参加者数の合計数を指標とします。		

重点施策 5	文化芸術を支える環境づくり		
活動指標	アーツカウンシルしずおかが助言・相談対応した団体・個人の数		
現状値	(R6) 120 団体・人	目標値	(毎年度) 120 団体・人
指標の考え方	県民主体の創造的活動を支援するプラットフォームであるアーツカウンシルしずおかが、助言・相談対応した団体や個人の数、創造的活動の活性化が図られているかを表す指標とします。		

第6章 県文化施設・機関における方針と取組

県文化振興においては、様々な県有施設及び機関が重要な役割を担っています。ここでは、それぞれの基本理念、第6期計画期間の主な取組等を記載します。

1 静岡県立美術館

設置目的

美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与する。

運営の基本方針

- ・優れた美術品の収集と展示を通して、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供する。
- ・「開かれた美術館」を目指して、企画展や収蔵作品展を開催する。
- ・講演会、美術講座、創作週間等、美術に関する幅広い県民活動の場となる。

特長及び事業内容

「風景とロダンの美術館」を掲げ、そのコレクションは、17世紀以降の日本と西洋で制作された風景画、富士山をモチーフとした作品や本県ゆかりの作家の作品を特長としている。また、ロダンや近代彫刻作品を常設展示する「ロダン館」を持つ。

- ・「開かれた美術館」を目指して企画展や収蔵品展を開催
- ・移動美術館、講演会、美術館教室（学校連携普及事業）、創作週間などの開催
- ・県内の公私立美術館の補完的役割

(1) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

静岡県立美術館は、創造的で多様性に富んだ社会の実現を目指します。人々が多種多様な美術表現を体験し、新たな価値と出会い、考え、理解し合う場を提供するとともに、学校や地域社会との連携を推進します。活動の基盤にコレクションを位置付け、成長させ、未来へと伝えます。

(2) 第6期計画期間の主な取組

重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造

- ・県立美術館は、令和8年度に開館40周年を迎え、2,900点を超える魅力あるコレクションを有しています。それらを活用し、企画性の高い展覧会にすることで芸術の魅力にふれる機会を提供します。

- ・コレクションを積極的に貸出し、国内外の研究者と交流することで、幅広く情報を収集したその研究成果を県民に提供します。
- ・ロダン館を擁する美術館として、ここでしか味わえない良質の鑑賞体験を提供し、静岡県を文化的ブランド力を高めます。

重点施策2 県民による創造的な活動の活性化

- ・県立美術館は、県民の創造性を高めるため、ねんど・えのぐ開放日、ロダン館デッサン会、気軽に参加できる短時間の創作体験等の実技系ワークショップを実施するほか、ウェブコンテンツを拡充することで、来館者に限らない幅広い人々に美術に接する機会を提供します。
- ・ロダン館を起点として国内外アーティストとの連携を進め、市民参加型の新たな創作体験の場を提供します。
- ・開館以来継続しているボランティア活動をさらに拡充することで、社会の中で生き生きと活動し続ける人々の拠点となり、地域を活性化します。

重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・県立美術館は、文化、観光、地域活性化、産業振興、人材育成など様々な観点に着目し、多分野連携を図ります。美術館から芸術の潜在的な価値を積極的に情報発信することで、地元企業との協働関係を構築します。
- ・日本平地域の文化拠点として、独自性のある企画展を開催するとともに、常設施設であるロダン館を活用し、その魅力を広く発信することで、地域の魅力を向上させます。

重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実

- ・県立美術館は、広く、また生涯を通じて県民に美術作品の鑑賞の場を提供するため、コレクションを活用した展覧会や移動美術展を開催するほか、国内外の作品を借り受けた特別展を開催し、より一層充実した作品鑑賞の機会を提供します。
- ・作品を様々な角度から見られる3D画像や高精細画像など、収蔵品を中心としたデジタルアーカイブの製作及びそのコンテンツの充実に取り組みます。ウェブサイトでの鑑賞機会の提供を拡大するとともに、来館して実物を体感したいという思いを高め、来館者の増加につなげます。

- ・クイズ形式の「ロダン館ななふしぎ」やバックヤードツアーを含む「美術館の秘密を探れ!」、学芸員による出張美術講座など、特色ある学校連携プログラムをさらに推進するとともに、未就学児を対象とした鑑賞会の実施などを通して、広く子どもたちが美術に接する機会を提供します。
- ・見えない人と見える人のための鑑賞会など、障害のある人が文化芸術に触れる機会を提供し、発展させ、誰もが当たり前前に美術館を楽しめる環境を整えていきます。
- ・訪日外国人、日本在住の外国人等の多様なニーズに応えていくため、展示室のキャプションをはじめとする館内の案内掲示などを多言語対応に改善し、多言語解説等による国際発信力強化に努めます。

重点施策5 文化芸術を支える環境づくり

- ・県立美術館は、県内の美術館、博物館が加盟する県博物館協会の運営等を通じ、相互の活動拡大や活動に関する情報共有を図ります。
- ・収蔵作品の内容に関する学術的な調査研究のみならず、収集、保管、展示、教育普及などに関する専門的な研究を実施します。
- ・来館者や外部有識者からの御意見、毎年度実施しているアンケート調査の分析により、美術館に対する要望を的確に把握し、来館者の満足度向上のための環境づくり取り組んでまいります。
- ・県立美術館の施設については、日常及び定期点検を実施し、施設の維持保全に努めるとともに、来館者の安全を守るため、計画的な改修や設備の更新を行い、安心して文化芸術活動に親しめる環境を確保します。
- ・美術館品の収集・保存・管理・展覧会やイベント開催など県立美術館の活動を継続していくため、運営基盤強化の支援制度を創設し企業連携による外部資金獲得に取り組んでまいります。

2 ふじのくに地球環境史ミュージアム

設置目的

郷土の自然史に関する資料を収集し、保管し、及び次世代に継承するとともに、人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、当該収集した資料及び当該研究成果の活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。

運営の基本方針

- ・自然史と環境史を研究領域とする全国初の地球環境史博物館として、調査研究、収集保管、教育普及、展示・情報発信等の博物館機能の充実を図る。
- ・高い専門知識を有するスタッフによる調査研究活動や教育活動を充実するとともに、NPOや大学等と研究協力を行いながら、県内はもとより日本、そして世界を活動空間とする「ソフトパワー重視」の活動を展開する。

特長及び事業内容

人と自然との関わりの歴史から「百年後の静岡が豊かであるために」は何か必要かを問いかけ、来館者が自ら学び、考える「思考を拓くミュージアム」をコンセプトにしている。

- ・環境史、地質・岩石・地震、昆虫、脊椎動物、植物、化石(古生物)、展示学の7分野における調査研究
- ・自然史資料の収集保管
- ・常設展示や企画展示のほか、年間を通じた多彩な体験型講座などの館内活動
- ・移動ミュージアム（ミュージアムキャラバン、ミニ博物館等）や館外イベント等のアウトリーチ活動

(1) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

地域学の創造と人・交流・連携が導く「知の拠点」「生涯学習の拠点」として、より一層、地域に親しまれ、地域の文化力向上に寄与するミュージアムを目指します。

アウトリーチ活動を充実させ、地球や静岡県環境に関する関心を高め、ともに学ぶ場としてのミュージアムを実現します。

(2) 第6期計画期間の主な取組

重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、自然史・環境史の「知の拠点」として、人類共有の財産である100万点以上の自然史標本コレクションを基に、学問領域にとらわれない調査研究の展開や資料のデジタル化を推進し、人的交流の多層化と知見の共有を図ります。
- ・南アルプスをはじめとする静岡県豊かな自然と生物多様性、それらを背景とする多彩な食文化などについて学ぶ機会を創出するとともに、世界に誇る財産としてその魅力と価値を発信します。

(具体的事業等)

- ・地球環境史ミュージアムの常設展示、特別展示
- ・学術シンポジウムの開催
- ・地球環境史学連続講座の開催

重点施策2 県民による創造的な活動の活性化

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、県民が自主的に学ぶことができる生涯学習拠点づくりを推進するため、研究員の専門性を生かした、幼児から大人まで世代に応じた多彩な体験型講座等を開催します。
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、大学が実施する博物館実習やインターンシップの学生を積極的に受け入れ、博物館に関わる人材の育成を支援します。

(具体的事業等)

- ・こども向けの自然科学教室
- ・中高生向けの研究員体験講座
- ・大人向けのサイエンスカフェ
- ・博物館実習の受入れ

重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、他の博物館や文化施設、大学、国・県・市の研究機関等との連携を強化し、文化振興や地域振興に繋がるとともに、日本平周辺の文化観光施設等と連携を強化して、地域資源を活かした文化芸術の振興に取り組みます。

(具体的事業等)

- ・日本平周辺の文化観光施設等との連携強化
- ・大学、博物館等との連携協定

重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、こどもが人と自然の関係史の理解を基に「百年後」を展望できるように、学校現場と連携して未来志向の展示・講座を充実します。観覧時は、ガイドや展示交流員による対話型展示を通し、地球環境について思考し、理解を深める機会を創出します。
- ・来館が難しい地域や層に向けて、ミュージアムキャラバンの展示や、研究員が講師となって地域の自然について学ぶイベントや講座等を実施するなど、アウトリーチ活動の充実に取り組みます。
- ・来館の機会を拡充するとともに、夜間ならではの展示やイベントを楽しんでもらうため、ナイトミュージアムを実施します。

(具体的事業等)

- ・地球家族会議（対話型展示）の実施
- ・移動ミュージアム（ミュージアムキャラバン、ミニ博物館）の実施
- ・地域イベントやナイトミュージアムの実施

重点施策5 文化芸術を支える環境づくり

- ・自然と共生する新たなライフスタイルの構築に寄与するため、県内はもとより国内外の研究教育機関（大学・博物館等）との連携を深めながら、自然環境のシンクタンクとしての機能を充実させます。
- ・外部調査研究資金のほか、研究員を講師として派遣する場合の謝金の獲得など、研究員の専門知識を有効に活用して、持続可能な施設運営の財源確保に取り組みます。

(具体的事業等)

- ・国内外の研究教育機関（大学・博物館等）との連携

3 静岡県富士山世界遺産センター

設置目的

世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての県民の理解を深めることにより、当該顕著な普遍的価値を後世に引継ぐこと及び県民文化の向上に寄与する。

運営の基本方針

富士山を「永く守る」ために、富士山の価値や魅力を「楽しく伝える」活動を行うとともに、県民が富士山を通じて国内外の人々と「広く交わる」機会を創出する。

また、これらの活動内容を奥深いものとするため、富士山の自然や歴史、文化等を「深く究める」活動を展開する。

これら諸活動の成果を「連ねる」ことで「富士山学」を体系化し、世界遺産「富士山」の価値を探求する活動を展開する。

特長及び事業内容

世界遺産としての富士山の保護、保存の役割を担う拠点であるとともに、学術調査機能などを併せ持つ施設である。

＜展示構成＞

- ・ガイダンス展示
- ・常設展示（登拝する山、荒ぶる山、聖なる山、美しき山、育む山、受け継ぐ山）
- ・企画展示
- ・映像シアター

(1) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

世界に誇る文化遺産である富士山の顕著な普遍的価値を確実に後世に継承するため、保存管理を着実に実行するとともに、その価値や魅力を国内外に発信し、地域資源として活用していきます。

(2) 第6期計画期間の主な取組

重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造

- ・世界遺産富士山の顕著な普遍的価値を証明する資料を収集することで、国内外に誇れる収蔵品（コレクション）の充実を図るとともに、資料の調査・研究を進め、最新の知見を基に解説する企画展開催、研究成果のセミナーによる発表などで情報発信していきます。

（具体的事業等）

- ・国内外に誇れる収蔵品（コレクション）の充実

重点施策2 県民による創造的な活動の活性化

- ・教育旅行団体来館時にクイズシートやワークシートを配布し、富士山について学びながら館内を見学する工夫をしていきます。
- ・県民の日や富士山の日などに来館者にクイズシートを配って館内を見学してもらったり、オリジナル缶バッジ・オリジナルキーホルダー作りをしたりするなど来館者が楽しみながら参加するイベントを開催していきます。

(具体的事業等)

- ・クイズシート・ワークシート配布
- ・県民の日・富士山の日県民参加イベント開催

重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・企業と連携した企画展を開催したり、研究成果の企業の会報誌への掲載等、富士山の価値の伝達について、企業への啓発に努めていきます。
- ・多くの観光事業者のファムトリップを受け入れ、国内外の観光客の誘致に努めていきます。

(具体的事業等)

- ・企業と連携した企画展の開催
- ・ファムトリップの受け入れ

重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実

- ・こどもたちに富士山の顕著な普遍的価値を伝えるため、富士山世界遺産センター職員が学校に出向き、教育旅行の事前学習となる富士山に関する講義等を実施するほか、来館に当たっては観覧時のワークシートやクイズシート等を用意するなど利用しやすい環境を整え、教育旅行での観覧を推進します。
- ・多様な観覧者の需要に応えるため、企画展において、人文科学、自然科学を問わず様々なテーマを設定して多角的に富士山を紹介するほか、常設展示の内容を随時更新し、充実させていきます。また、研究員等が学校の授業や公民館などで開催される社会人学校等に出向き、世界遺産富士山についてわかりやすく解説する出前講座を開催します。

(具体的事業等)

- ・富士山世界遺産センター常設展・企画展
- ・富士山世界文化遺産出前講座

重点施策5 文化芸術を支える環境づくり

- ・ 共催での企画展開催や巡礼路調査等の共同研究、市町と連携した研究成果の発表会など、市町と連携した取組を実施していきます。
- ・ 近隣博物館等と連携した富士山ネットワークの活動等、関係団体との共同でのイベント開催や広報活動等、他団体と連携した取組を充実します。

(具体的事業等)

- ・ 市町と連携した事業の実施
- ・ 富士山ネットワーク等他団体と連携した取組

4 静岡県埋蔵文化財センター

目的

埋蔵文化財に係る調査及び研究、知識の普及及び啓発等。

運営の基本方針

- ・国等機関の開発行為により現状保存できない埋蔵文化財を後世に残すため、記録保存のための本発掘調査を行うとともに、脆弱な出土品について長期に保管や活用ができるよう保存処理を行う。
- ・埋蔵文化財の活用を通じて文化財保護及び地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するために、出土品の展示や講座等を実施する。

特長及び事業内容

- ・埋蔵文化財保護のための開発事業担当機関との調整及び法定事務、遺跡の発掘調査・出土品の整理・報告書の作成、出土文化財の保管・管理・活用等、埋蔵文化財に関する一連の業務を行う。

(1) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

国民共有の財産である埋蔵文化財の保護【まもる】、地域固有の文化に対する誇りと愛着の醸成【そだてる】、文化財の価値の未来への継承【つなげる】の実現をめざし、埋蔵文化財に関する調査・研究、保存・活用、支援・助言、普及・啓発に取り組みます。

(2) 第6期計画期間の主な取組

重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実

- ・埋蔵文化財センターは、文化財の調査・研究機能を強化しつつ、学校教育、社会教育等関係機関と相互に連携し、県民が出土品や調査成果に触れる機会を提供します。

(具体的事業等)

- ・埋蔵文化財を用いた学校教育、社会教育との相互連携

5 公益財団法人静岡県文化財団

設 立 日
昭和 59 年 5 月 22 日
目 的
各種の文化及び芸術の振興を図る事業並びに国内外との交流を図る事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する。
運営の基本方針
<ul style="list-style-type: none">・次世代を担う子どもたちの文化体験の促進を図るとともに、県民の多様化するニーズに応え、地域格差や所得格差にかかわらず、多彩な文化芸術に触れられる環境を創出する。・学会会議や大規模催事等をグランシップに誘致することで、学術・文化、国内外との交流を促進する。・地域資源の活用や社会課題への対応を図る社会の様々な分野の担い手の創造的な活動を積極的に支援するとともに、担い手となる人材を育成する。
特長及び事業内容
<ul style="list-style-type: none">○ 財団の文化振興事業<ul style="list-style-type: none">・県内各地における出前公演やアウトリーチ事業を展開する。・地域ゆかりのアーティストを育成する登録アーティスト制度等の活動を行う。・静岡県公立文化施設協議会の会長団体として県内市町の施設管理者を牽引し、施設職員の研修等の取組みを実施する。○ グランシップの指定管理<ul style="list-style-type: none">・県内最大規模の公立文化施設であるグランシップの指定管理者として、引き続き施設の運営管理を担う。・グランシップを拠点とした公演、普及啓発等の各種企画事業を実施する。・従来の貸館利用のほか、映画のロケーション撮影等の新たな施設利用を推進し、多様化するメディア文化芸術の活動を後押しする。○ アーツカウンシルしずおか<ul style="list-style-type: none">・高い専門を持つスタッフを配置し、「住民主体の創造活動の推進エンジン」、「多分野協働のプラットフォーム」、「文化政策シンクタンク」の3つの事業を担う。
組 織
理事長、副理事長（アーツカウンシル長）、専務理事(支配人) 事務局参事(アーツカウンシル担当) 事務局（総務課、文化事業課、利用サービス課、アーツカウンシル課、設備室）

■ (1) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

中期構想に基づき、文化の力による「心豊かで活力ある社会の持続的な発展」を目指します。

文化振興における県の重要なパートナーとして、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現の一翼を担い、県全体における文化芸術の振興やグランシップを拠点とした国内外との交流を図ります。

コロナ禍を経て多様化する県民のニーズや地域格差に応え、次世代を担う子どもたちをはじめ、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境を創ります。

新しい時代に対して、足腰の強い財団経営を実現するとともに、職員の知見を高め、一致協力して業務に取り組む専門家集団を目指します。

県民一人ひとりが活力をもって多様な活動ができる場を提供することで、県全体の活力を高めます。

■ (2) 第6期計画期間の主な取組

重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造

- ・ 県文化財団は、グランシップの第5期指定管理者として、学術大会や大規模催事を誘致する等の取組みにより、学術・文化の発展と、国内外との交流を促進します。
- ・ 静岡県や各関係団体の主催する事業を積極的に誘致することにより、県との協働を推進し、県の施策の一翼を担うことで国内外へ静岡県をPRします。
- ・ グランシップをはじめとして県内各地で実施する企画事業において、静岡にゆかりのあるアーティストを起用することや静岡の文化資源を活用すること等により、県民が本県の価値を再認識すると同時に、本県の魅力を県外へ発信します。
- ・ 国内外の第一線で活躍するアーティストを招聘し、公演を実施することで、世界に輝くしずおかといえる文化芸術の創造に繋がっていきます。

(具体的事業等)

- ・ 国内外との交流促進のための催事の誘致
- ・ グランシップ各種企画事業
- ・ アーツカウンシルしずおかによる情報発信

重点施策2 県民による創造的な活動の活性化

- ・ 県文化財団は、音楽・伝統芸能などへの理解を深めるため、県民参加によるイベント、公演とそれに付随した事前レクチャーやワークショップ等の実施を通じて、参加者が心を豊かにする機会の提供に取り組みます。また、文化振興や文化活動に興味がある県民が活躍する「グランシップサポーター事業」を実施します。
- ・ 県民誰もが文化芸術を体験しやすくなる環境づくりを進めるため、静岡県出身・在住等の地域ゆかりの音楽家を育成・支援する「グランシップ登録アーティスト」事業を実施します。
- ・ 県内の地域で活躍する文化芸術団体やアーティスト、文化芸術に取り組む学生等とともに、多くの人々がグランシップに足を運び楽しめる協働事業を実施します。
- ・ 地域資源の活用や社会課題への対応を図る社会の様々な分野の担い手の創造的な活動を積極的に支援するとともに、担い手となる人材を育成します。

(具体的事業等)

- ・ グランシップ伝統芸能普及プログラム
- ・ グランシップ公演事前レクチャー
- ・ 「グランシップサポーター」事業
- ・ 県民との協働事業
- ・ 伝統芸能への理解促進（グランシップ伝統芸能普及プログラム、グランシップ わくわく能楽教室 等）
- ・ アーツカウンシルしずおかによる取組

重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・ 県文化財団は、地域の創造活動のプラットフォームとして、県の文化施策の実施機関としての役割を果たすため、県内文化芸術団体・文化施設との協働体制を継続するとともに、企業、団体、大学、市町等へ連携を拡大し、文化芸術分野に留まらない社会の幅広い分野とのネットワークづくりを進めるとともに、情報発信を行います。

- ・グランシップのコンベンションホールとしての強みを生かし、学術大会・商談会・飲食、スポーツイベントなど、多彩な催事を誘致することで、県内外の交流人口を増やし、企業や大学等の多様な参加者間のネットワークやアイデア創出の機会を提供します。これらの協働により、イノベーションの創造に寄与し、新たな価値を生み出します。
- ・多様化するメディア文化芸術の活動を後押しするため、新たな施設利用の誘致を推進します。一例として、近年利用実績があった映画のロケーション撮影を積極的に誘致し、撮影の聖地としてのグランシップの知名度アップを図ります。

(具体的事業等)

- ・アーツカウンシルしずおかによる取組
- ・地域の創造活動のプラットフォーム

重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実

- ・県文化財団は、県域を視野に入れた事業展開で、グランシップでの公演や県内公立文化施設との共催による「グランシップ出前公演」や、主に小学校を対象にしたアウトリーチ事業を実施するとともに、こどもたちの年齢・成長段階に応じた文化芸術の体験機会を提供します。
- ・企画事業において、静岡にゆかりのあるアーティストを起用することや静岡の文化資源を活用すること等により、県民のニーズを踏まえると同時に、新たな客層を意識した幅広いジャンルの公演事業を実施します。
- ・中学・高校の多感な時期に、より多くの文化芸術に触れることで視野を広げ、共感力を養うために、中高生向けの鑑賞事業、交通費支援事業や高校生の文化体験を促進するアートラリー事業を実施するほか、こども・学生料金の安価な設定により若い世代の文化芸術体験をバックアップしていきます。
- ・公立ホールにおける合理的配慮を推進するため、スマートフォン・タブレット等を利用した多言語字幕サービスの活用を進めます。

(具体的事業等)

- ・グランシップ各種公演事業
- ・県内各地の公立文化施設との共催による「グランシップ出前公演」
- ・主に小学校を対象としたアウトリーチ事業
- ・「中高生鑑賞プログラム・交通費支援」「高校生アートラリー」事業

- ・スマートフォン・タブレット等を活用した多言語字幕サービス

重点施策5 文化芸術を支える環境づくり

- ・県文化財団は、県内公立文化施設間のネットワークの構築、情報共有により県全体の文化力の向上を目指すため、静岡県公立文化施設協議会を運営するとともに、公立文化施設職員の課題解決や実践的な能力の向上、連携強化を図る「静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー」を実施するほか、大学生を対象としたインターンシップを実施します。
- ・新しい時代を見据え、財団経営の基盤強化のため安定的な収入の確保や経費の削減を引き続き行うとともに、職員の知見を高め、一致協力して業務に取り組む専門家集団を目指します。
- ・こども・学生料金や中高生鑑賞プラン等の料金メニュー、交通費支援制度、学校アウトリーチ、ひとり親家庭への公演招待といった鑑賞支援の取組を「グランシップ こどもたちのための文化芸術プロジェクト」とし、プロジェクトに賛同する企業からの協賛を募ることで、鑑賞支援の継続した実施を目指します。
- ・グランシップ友の会の見直しを行い、法人会員の皆様にサポーターとして当財団の公益事業の運営に御協力いただけるような制度を検討します。

(具体的事業等)

- ・静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー
- ・インターンシップ
- ・グランシップ こどもたちのための文化芸術プロジェクト
- ・グランシップ友の会

※ アーツカウンシルしずおか（公益財団法人静岡県文化財団に設置）

設 立 日
令和3年1月1日
目 的
住民主体の創造的活動を促進するプラットフォームとして、社会の様々な分野の担い手による地域の活性化や社会課題への対応を目指す創造的な取組を支援する。
運営の基本方針
“すべての県民がつくり手（表現者）”となることを目指し、誰もが有する創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な地域づくりに貢献する。
特長及び事業内容
○住民主体の創造活動の推進エンジン ・アートマネジメントの専門的人材を配置し、住民主体のアートプロジェクトの活性化に向けた助言や助成等の支援を行うとともに、住民プロデューサーの発掘や、先導的な事業の試行等を行う。
○多分野協働のプラットフォーム ・クリエイティブ人材と企業や団体等とのマッチングやネットワークづくり、相談対応などのコーディネート業務を行う。
○文化政策シンクタンク ・地域資源・文化活動等の調査研究、自治体や文化芸術団体等への助言・提言を行う。
組 織
アーツカウンシル長、事務局参事兼アーツカウンシル課長、プログラム・ディレクター、プログラム・コーディネーター、事務スタッフ

(1) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

「すべての県民がつくり手（表現者）」となることを目指して、誰もが持っている創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる、創造的な地域づくりに貢献します。

(2) 第6期計画期間の主な取組

重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造

- ・アーツカウンシルしずおかは、県民が地元の魅力や地域資源を再認識し、誇りが持てるきっかけづくりとして、国内外のアーティスト等や全国か

ら集う鑑賞者等と地元住民との積極的な交流を促進します。

- ・ 県内の創造的で先進的なアートプロジェクト等を支援し、国内外に発信します。
- ・ 静岡県が推進するウェルビーイングの象徴的な概念として、『超老芸術』のブランディングと普及促進に取り組みます。

(具体的事業等)

- ・ アートプロジェクトへの助成
- ・ マイクロ・アート・ワーケーション
- ・ 交流や創造的活動が生まれる場づくり
- ・ 『超老芸術』の発信

重点施策2 県民による創造的な活動の活性化

- ・ アーツカウンシルしずおかは、アートマネジメントの専門人材の知識や経験を生かして、地域や社会の課題に対応しようとする住民主体の創造的なプロジェクト(アートプロジェクト)を継続的に支援し、社会の様々な分野でイノベーションが生まれる創造性にあふれる地域づくりを進めます。
- ・ アートプロジェクトの担い手を発掘するため、地域団体がアーティスト等のクリエイティブ人材と地域住民との交流をコーディネートする「マイクロ・アート・ワーケーション」等の事業を実施します。
- ・ アートプロジェクトの支援や、セミナー、講演会、相談会の開催等により、各分野における地域・社会の課題に対応するアーティストや住民プロデューサー等の人材発掘・育成を行います。
- ・ 県と連携し、古民家や旅館、未活用の集合住宅等を活用し近隣住民の交流・創造の場(ミニ・アートセンター)づくりを目指す、県内各地のまちづくり団体等の取組を支援します。
- ・ 『超老芸術』の概念を活用して、高齢者をはじめとする多様な人々の創造的な活動の活性化を図ります。

(具体的事業等)

- ・ アートプロジェクトへの助成

- ・ マイクロ・アート・ワーケーション
- ・ 表現活動を支える人材の育成
- ・ 相談窓口、出張相談窓口
- ・ 交流や創造的活動が生まれる場づくり

重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・ アーツカウンシルしずおかは、コミュニティの維持や地域の活性化を図るため、少子高齢社会、移住促進、企業のブランド化、観光、福祉、教育などの様々な分野の課題に対応する多様な人々と、文化芸術を結びつける活動を促進します。
- ・ 地域住民や企業等と、アーティスト等のクリエイティブ人材が会うきっかけをつくり、地域やスタートアップを中心とした企業におけるイノベーションの創出に寄与します。
- ・ 県と連携し、多様な人々が集い交流や創造的活動を行う場づくりを支援し、地域におけるイノベーション創出を促進します。

(具体的事業等)

- ・ クリエイティブ人材と企業等のマッチング支援
- ・ アートプロジェクトへの助成
- ・ マイクロ・アート・ワーケーション
- ・ 交流や創造的活動が生まれる場づくり

重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実

- ・ アーツカウンシルしずおかは、「みんなでつくり、みんなで楽しむ」アートプロジェクトが県内全域で活発に実施されるよう支援することを通じ、県民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ・ 県と連携し、多様な人々が集い交流や創造的活動を行う場づくりを支援し、身近な場所で文化芸術に触れる機会を創出します。
- ・ 県内各地の『超老芸術』を掘り起こし高齢者表現活動を活性化につなげます。

(具体的事業等)

- ・ アートプロジェクトへの助成
- ・ 「超老芸術」の発信

重点施策5 文化芸術を支える環境づくり

- ・ アーツカウンシルしずおかは、アートマネジメントの専門人材の知識や経験を生かしながら地域住民、自治体、企業などと協力して先導的な事業を試行するとともに、地域資源の活用方法の検討や地域の文化活動、先進事例の調査研究を行うことで文化行政への助言や提言を行います。
- ・ 県文化施設、文化芸術団体や県内各地で実施されるアートプロジェクトにおいて、双方向型の事業が展開されるよう先進事例の紹介等を行います。
- ・ 住民・企業・団体・大学・市町等と連携し、文化芸術の枠を超えた幅広い分野とのネットワークづくりを進めます。
- ・ 相談窓口の運営や、地域住民や企業等とアーティストが出会うきっかけづくりを通じ、アーティスト等の活動領域の拡大につなげるなど、アーティスト等が安心して活動を続けられる環境づくりに取り組みます。

(具体的事業等)

- ・ クリエイティブ人材と企業等とのマッチング
- ・ 相談窓口、出張相談窓口
- ・ マイクロ・アート・ワーケーション
- ・ アートプロジェクトへの助成
- ・ 調査研究・政策提言

6 公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）

設 立 日
平成7年7月21日
目 的
演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等により、静岡県の芸術文化の振興を図り、香り高い文化の創出に寄与する。
特長及び事業内容
<ul style="list-style-type: none">・ 県立の劇団として、世界に通用する舞台芸術を創造し、県民をはじめ多くの人々に舞台芸術作品を提供する専門機関である。常設の専用劇場と稽古場を持ち、芸術監督の下、オリジナル作品を生み出しており、この形態が公立文化施設としては日本で唯一であることから、本県文化振興の特長の一つである。・ 舞台芸術の創造と公演（専属スタッフによる独自の作品の制作・上演、国内外の優れた舞台芸術作品の上演や舞台芸術の国際的イベントの定期的な開催）・ 舞台芸術に関する人材の育成・ 舞台芸術に関する活動の支援・ 舞台芸術関係施設の管理運営
組 織
理事長 副理事長（芸術総監督兼務） 専務理事（事務局長兼務） 芸術総監督、芸術局長、芸術局（制作部、文芸部、創作・技術部、演技部） 事務局長、事務局（総務課）

(1) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

SPACは、静岡県が誇る劇団として、世界に通用する演劇を創造し人々を魅了し続けるとともに、さらに演劇を通して磨き上げてきたレベルの高い実績や人的資源・技能の国内外への発信と演劇による人材育成を推進します。

また今後は、企業や地域社会と連携し、SPACが社会に染み出すように、教育、福祉、観光、ビジネス、国際交流など地域の活性化や課題の解決にその資源の活用を進めます。

(2) 第6期計画期間の主な取組

重点施策1 世界に輝くしずおかの文化芸術の創造

- ・ SPACは、「演劇の都」構想に基づき、世界の演劇界で確固たる地位を築き、国内外の評価や認知度の一層の向上に向け、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、引き続き世界レベルの舞台芸術を創造していきます。

- ・海外からトップレベルの劇団を招聘し「SHIZUOKA せかい演劇祭」を開催し、世界レベルの舞台芸術を国内外に発信します。
- ・国際的な文化交流の推進のツールとして、県内外や海外での公演を一層充実させ、舞台芸術を静岡県から国内外に展開、発信します。

(具体的事業等)

- ・演劇の都の中核として世界レベルの演劇作品の創作と公演・発信
- ・「SHIZUOKA せかい演劇祭」の推進
- ・国際交流や地域社会への貢献

重点施策2 県民による創造的な活動の活性化

- ・SPACは、世界レベルの演劇技法やノウハウ、専用施設を活用し、県民が参画し、学べる演劇イベントの推進や実践的な演劇人の育成を進めます。
 - ① 「SPAC 1日演劇学校」「スパカンファン・プロジェクト」「シアタースクール」などの実施
 - ② SPAC演劇アカデミーの運営
 - ③ 県立高校における演劇専門教育の推進（清水南高校演劇専攻ほか）
- ・多文化共生社会の実現に貢献するため、県内在住外国人を中心とした地域住民と協働で演劇を創作するプロジェクトを推進します。
- ・SPACの管理する舞台芸術資源の活用により、県民の舞台芸術の発信の活性化を進めます。

(具体的事業等)

- ・県民参加型演劇プロジェクト（スパカンファン・プロジェクト、シアタースクール等）の推進
- ・SPACアカデミー及び高校の演劇専門教育の推進
- ・多文化共生の実現に向けたプロジェクトの推進
- ・SPACの演劇資源の活用検討

重点施策3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・SPACは、舞台芸術の創造に留まらず、レベルの高い人的資源・技能の蓄積を社会の課題解決や新たな価値創造に活用して、社会に染み出すフェーズ「SPAC 2.0」を標榜し、多分野との連携を推進します。

- ① 演劇の訓練やコミュニケーション手法を活かして、企業向けの研修プログラムを開発するなど、ビジネス社会の人材育成に貢献します。
- ② 演劇の発想や技法を生かし、ビジネスとの連携事業やグリーンディング等による企業や地域イベントへの参画を通じて、社会活動の活性化に貢献します。
- ③ 障害者・高齢者福祉や子育て支援への参画を通じて、福祉分野に貢献します。

- ・ 舞台芸術公園の観光資源としての活用の検討を進めます。

(具体的事業等)

- ・ SPACが社会に染み出すSPAC2.0計画の推進
 - ① SPACによる企業研修プログラムの展開
 - ② ビジネス連携、県民イベントへの参画
 - ③ 福祉分野への参画
- ・ 舞台芸術公園の観光活用の検討

重点施策4 文化芸術に触れる機会の充実

- ・ SPACは、県内中高生が学校教育中に舞台芸術の素晴らしさと本県が世界に誇るSPACの演劇を体験できるよう、静岡芸術劇場をはじめ、県内各地のホールにおいてSPACの舞台を無料鑑賞する機会を提供します。
- ・ こどもたちに演劇の楽しさや魅力を感じられる体験を提供するため、演劇やダンスのワークショップや部活動指導、学校行事への支援等を行う学校訪問プログラムを実施します。
- ・ 乳幼児や障害のあるこどもたちが質の高い文化芸術に触れ、豊かな感性を育む機会を提供するため、県内各地や特別支援学校において、インクルーシブにアーティストと触れ合う機会を提供します。
- ・ 舞台芸術が県民にとって身近な存在であり、誇りとなるため、世界レベルの舞台芸術作品の創造と上演により、県民に多彩な舞台芸術の鑑賞機会を提供します。
- ・ SPACは、障害のある人や外国人など観劇に支障のある人でも、舞台芸術に触れ、楽しむことができるよう、鑑賞サポートを推進します。

(具体的事業等)

- ・ S P A C 中高生鑑賞事業
- ・ 学校訪問プログラム、出張公演、インクルーシブシアター
- ・ バリアフリー観劇や外国語字幕などの鑑賞サポート

重点施策5 文化芸術を支える環境づくり

- ・ S P A C は、「演劇の都」の中核をなす団体として、世界的評価を生かした公演の充実や収益事業や寄附等の財源確保を進めることで、経済的自律に向けて運営の安定化を図ります。
- ・ 県内演劇団体の活動振興につながる仕組みづくりを検討するため、S P A C を中心として県内の演劇団体が集い、情報交換できるネットワーク作りに貢献します。
- ・ 舞台芸術公園を「演劇の都」の拠点とするため、S P A C の資源や事業により公園の魅力を高め、公園利活用の拡充に貢献します。

(具体的事業等)

- ・ S P A C の経営自律支援の推進
- ・ 県内演劇団体の支援
- ・ 舞台芸術公園の利活用の推進

資料編

- 1 県文化施設等の概要
 - 2 計画策定までの経緯
 - 3 静岡県文化政策審議会委員名簿
 - 4 文化芸術基本法
 - 5 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
 - 6 静岡県文化振興基本条例
-

1 県文化施設等の概要

1 静岡県立美術館

(1) 設置目的

美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与する。

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53 番地の 2	
敷地面積	130,281.24 m ²	
建物	本館	ロダン館
構造 (延面積)	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (9,238.51 m ²)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建 (3,024.36 m ²)
開館日	昭和 61 年 4 月 18 日	平成 6 年 3 月 23 日
主要施設	展示室 7 室、展示ギャラリー 2 室、 収蔵庫 3 室、講堂、講座室、実技室、 レストラン	展示室 (1、2 階)
組織	館長、副館長、企画総務課、学芸課	

2 ふじのくに地球環境史ミュージアム

(1) 設置目的

郷土の自然史に関する資料を収集し、保管し、及び次世代に継承するとともに、人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、当該収集した資料及び当該研究成果の活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。

(ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	静岡市駿河区大谷 5762 (県立静岡南高校跡地)
敷地面積	59,334.83 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建て 延床面積 9,334.49 m ²
開館日	平成 28 年 3 月 26 日
主要施設	展示室 12 室、企画展示室 2 室、講堂、講座室、キッズルーム、図鑑カフェ、収蔵室、研究室、実験室、実習室
組織	館長、副館長、学芸部長、企画総務課、学芸課

3 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

(1) 設置目的

学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図る。
(静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号	階数	地上12階・地下2階
敷地面積	36,009 m ²	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造
建築面積	13,647 m ²	建築費	50,227 百万円 (完成時)
延床面積	60,630 m ²	開館日	平成11年3月13日
主要施設	大ホール、中ホール、会議ホール、交流ホール、展示ギャラリー、会議室(18室)、映像ホール、託児室、練習室、情報コーナー、レストラン・カフェ、グランシップ広場(敷地面積14,531 m ²)、静岡芸術劇場、駐車場(400台収容)等		
第5期(R4~R8)指定管理者	公益財団法人静岡県文化財団		

4 静岡県舞台芸術公園

(1) 設置目的

世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。
(静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	静岡市駿河区平沢100番1
敷地面積	約21ヘクタール
延床面積	6747.30 m ²
建築費	8,249 百万円
開館日	平成9年3月
主要施設	野外劇場「有度」、屋内ホール「楯円堂」、稽古場棟「BOXシアター」、せかいの劇場ミニミュージアム「てあとろん」、無料休憩所「カチカチ山」、本部棟、研修交流宿泊棟、舞台工房
第5期(R4~R8)指定管理者	公益財団法人静岡県舞台芸術センター(S P A C)

5 静岡県富士山世界遺産センター

(1) 設置目的

世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての県民の理解を深めることにより、当該顕著な普遍的価値を後世に引継ぐこと及び県民文化の向上に寄与する。

(静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	富士宮市宮町5-12
敷地面積	約6,100 m ²
建物	鉄骨造 地上5階建て 延床面積約3,400 m ²
開館日	平成29年12月23日
主要施設	映像シアター、企画展示室、研修室、富士山ライブラリー、カフェ・ミュージアムショップ等
組織	館長、副館長、企画総務課、学芸課

6 静岡県埋蔵文化財センター

(1) 設置目的

埋蔵文化財に係る調査及び研究、知識の普及及び啓発等。

(静岡県行政組織規則)

(2) 施設概要

所在地	静岡市清水区蒲原5300-5
敷地面積	13,781.19 m ²
延床面積	10,735.47 m ²
開館日	平成28年10月(現設置場所に移転)
主要施設	管理室及び整理室、展示室、収蔵庫、保管庫、機械室等

7 ふじのくに茶の都ミュージアム

(1) 設置目的

茶に関する資料を収集し、及び保管し、並びに茶の産業、学術及び文化の情報を発信するとともに、茶に関する人々の交流の促進を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。

(ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	島田市金谷富士見町 3053-2
敷地面積	18,874.77 m ²
延床面積	4,532.35 m ²
開館日	平成30年3月24日
主要施設	展示室、収蔵庫、多目的ホール、ライブラリー、茶室、事務室等
運営の基本方針	・「茶の都しずおか」の拠点として、茶に関する産業、文化、学術、観光の情報を発信することにより、静岡茶の魅力を国内外に伝え、茶業の振興を図る。
特長及び事業内容	・多くの人に鑑賞、体験、学習の機会を提供する。 ・資料の収集及び保管を適切に行う。 ・拠点としての専門性を確立し運営に活かす。 ・他の関連機関や団体と連携し、相乗効果を高める。

8 静岡県立中央図書館

(1) 設置目的

県民の教育、学術及び文化振興と普及を図る。
(静岡県文化センター設置条例)

(2) 施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53-1
敷地面積	5,674.7 m ²
延床面積	8,816.64 m ² (地上3階、地下1階)
開館日	大正14年4月 (昭和45年4月現地に移転)
主要施設	閲覧室、書庫、子ども図書研究室、子どもコーナー「どんぐりひろば」、事務室、講堂、会議室、中会議室、小集会室A、B、展示室
運営の基本方針	・県民の教育及び文化の向上に寄与することを目的に、「県民の生涯学習の拠点」、「資料保存センター」、「市町立図書館への支援」を推進し、県内図書館の中核的機能を担う生涯学習の拠点施設となる。
資料の保有状況	図書資料 975,103 冊 視聴覚資料等 17,749 点

静岡県文化センターを構成する(1)図書館 (2) 講堂、会議室その他の施設のうち(1)の名称を静岡県立中央図書館という。

9 公立大学法人静岡文化芸術大学

(1) 設置目的

地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や、豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探究し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案・発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

また、社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することとする。

(静岡文化芸術大学学則)

(2) 組織概要

設 立 年	平成 12 年公設民営方式により学校法人が運営する私立大学として開学、平成 22 年公立大学法人が運営する大学に移行
組 織	<p>【法人】 理事長、理事、事務局</p> <p>【大学】 学長、副学長、文化政策学部（国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科）、デザイン学部（デザイン学科）、大学院（文化政策研究科、デザイン研究科）、文化・芸術研究センター、事務局</p>
特長及び事業内容	<p>文化力・デザイン力のある実務型の人材を養成</p> <p>【教育面】 学部・学科の枠を越え、幅広い教養と独創的な感性を育むカリキュラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教養・導入教育：学びの基礎づくり ○外国語教育：8 言語対応で国際力を強化 ○実践教育：地域連携・課題解決型演習で対応力を養成 ○専門教育：充実した学びの中で専門性を深める <p>【研究面】 重点研究テーマ：1) 包摂的な文化の推進のためのグローバルデザイン、2) いのちを大切にす文化、社会、経済のグローバルデザイン、3) 遠州地域を輝かせるグローバルデザイン</p> <p>【地域貢献】 社会人聴講生・科目等履修生制度や一般向け公開講座開催等による「開かれた大学」の実現</p>

日付	区分	内容
令和6年11月15日	文化政策審議会	令和6年度第1回 ・第5期静岡県文化振興基本計画の進捗状況についての報告 ・第6期静岡県文化振興基本計画の策定に向けた審議
令和7年3月11日	文化政策審議会	令和6年度第2回 ・第6期静岡県文化振興基本計画の策定に向けた審議
令和7年7月15日	文化政策審議会	令和7年度第1回 ・第6期静岡県文化振興基本計画の基本目標、重点施策についての審議 ・第6期静岡県文化振興基本計画の素案についての審議
令和7年11月18日	文化政策審議会	令和7年度第2回 ・第6期静岡県文化振興基本計画の中間案についての審議
令和7年12月23日 ～ 令和8年1月16日	県民意見提出手続（パブリックコメント）	・第6期静岡県文化振興基本計画案に対する意見募集
令和8年2月9日	文化政策審議会	令和7年度第3回 ・第6期静岡県文化振興基本計画案の審議

3 静岡県文化政策審議会委員名簿

氏名	役職等	備考
横山 俊夫	静岡文化芸術大学理事長兼学長	会長
太下 義之	東京芸術大学 客員教授	副会長
岩本 宗涼	茶道家、株式会社 TeaRoom CEO	
鬼頭 宏	静岡県文化協会会長	
木下 直之	静岡県立美術館館長	
櫛野 展正	アーツカウンシルしずおか チーフプログラム・ディレクター	
佐藤 良子	静岡文化芸術大学 文化政策学部 芸術文化学科 准教授	
澤田 澄子	前公益社団法人企業メセナ協議会 常務理事	
鈴木 康広	現代美術家 武蔵野美術大学 造形学部 空間演出デザイン学科 教授	
遠山 敦子	静岡県富士山世界遺産センター前館長	
永松 典子	株式会社静岡編集舎、株式会社 FIEJA 代表取締役	
西田かほる	静岡文化芸術大学 文化政策学部 国際文化学科 教授	
西村真里子	株式会社 HEART CATCH 代表取締役	
楡木 令子	美術家、こどものじかん主宰	
古川はるな	フルーティスト、音楽博士	
宮城 聰	公益財団法人静岡県舞台芸術センター芸術総監督 静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ館長	
山田 正訓	静岡県高等学校文化連盟会長 静岡県立清水南高等学校校長	

文化芸術基本法

(平二九法七三・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(平二九法七三・一部改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成す

ることを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活

動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育

の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を取めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

四十七号

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条一第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条一第十九条)
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようなその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが

円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

平成 18 年 10 月 18 日
静岡県条例第 53 号

前文

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 文化振興基本計画(第6条)

第3章 文化の振興に関する基本的施策(第7条-第13条)

第4章 静岡県文化政策審議会(第14条-第20条)

附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々に存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動(以下これらを「文化活動」という。)を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念のっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体(国及び地方公共団体を除く。)及び個人(以下「民間団体等」という。)では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第5条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動(文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。)が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

第2章 文化振興基本計画

第6条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6期 静岡県文化振興基本計画

令和8年3月発行

編集・発行 静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-2252